

第4章 石岡市の文化財の保存・活用に関する将来像と 基本的な方向性

第1節 石岡市の文化財の保存・活用に向けた将来像

文化財の保存・活用にあたっては、地域住民と将来あるべき理想像を共有することが重要です。そこで、本市が目指す将来像を「石岡市総合計画基本構想」の将来像「誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市」及び政策目標2「歴史・観光—悠久の歴史と優れた観光資源を活かすまち—」に基づき、以下のとおりに定めます。

「悠久の歴史文化を共に守り、伝え、輝くまち いしおか」

文化財は、調査・研究を行った上で、適切に管理して守っていくことが求められます。明らかになった文化財の特質や歴史的・文化的・学術的価値はまちづくりにも活用することができます。文化財の潜在力を引き出し、その力を社会にいかすことで本市ならではのまちがつくられ、まちの魅力が高まっていきます。魅力のあるまちは、人々が集まり、そこで消費が生まれ、得た収益で市街地や郊外にまちづくりのための投資が行われるという好循環も生まれます。本市においても、地域ににぎわいが創出されるようなまちづくりに努めます。

本市は、古くからの歴史文化が受け継がれてきました。これらの貴重な財産を未来へと引き継いでいくことは、現代を生きる私たちの使命といえます。これまで、歴史文化は地域住民の手によって現在にまで伝えられていました。しかし、第1章で確認したとおり、社会情勢が大きく変化し、従来どおりの方法では後世に歴史をつないでいくことが困難になりつつあります。本市では、文化財を保存・活用していくことによって今を生きる私たちの生活がより豊かなものになることを目指します。

第2節 石岡市の文化財の保存・活用に向けた方向性

上記で掲げた将来像を実現するには、文化財の所有者や市民、企業、団体等と「共に」取り組むことが重要です。そのためには、まずは市民が地元の文化財の良さを知ることが大切です。そこで本計画では一つ目の基本方針を「石岡の歴史文化を守り、価値を高め、未来に受け継ぐ」とします。これにより文化財を様々な取組にいかすことができ、魅力あふれた「輝くまち」の実現が可能になることから、二つ目の基本方針を「石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくり」とします。また、この二つの基本方針を進めるには、保存・活用の仕組みを構築し、次世代に継承する必要があります。そこで、三つ目の基本方針を「石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくり」とします。

これら基本方針の下には方針を立てて実施すべき事業の方向性を定め、体系的に文化財の保存・活用を図っていきます。

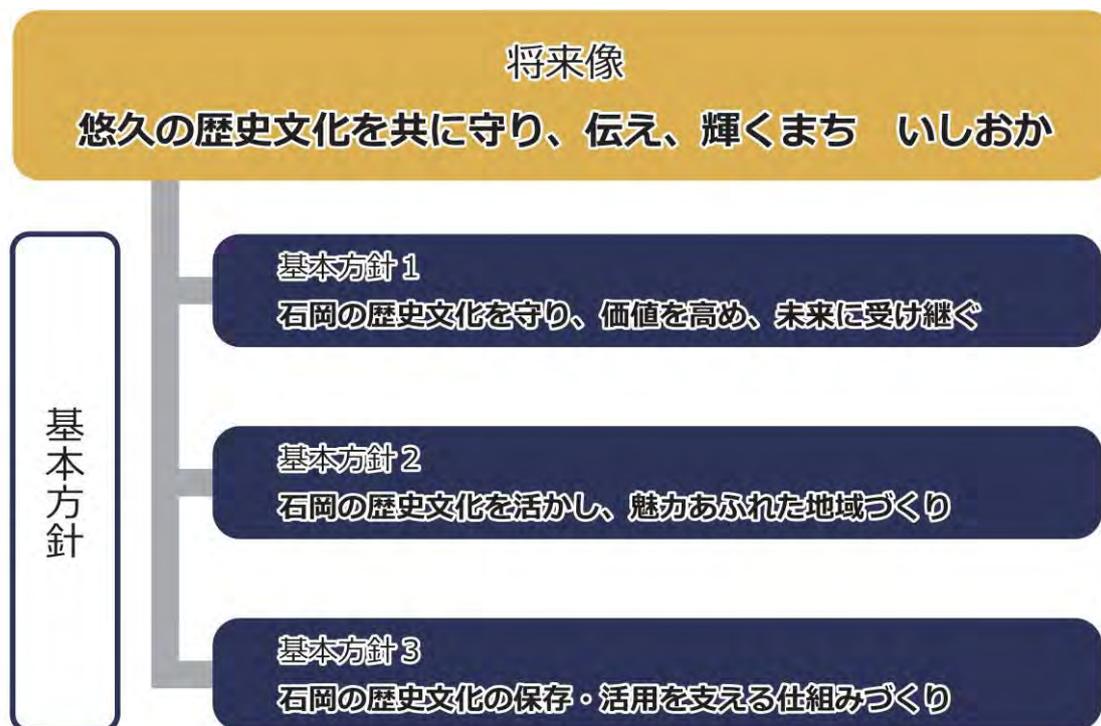


図 27 将来像と基本方針

また、本市の最上位計画である「石岡市総合計画基本構想」では、より効果的な政策展開を図るため、四つの分野と八つの政策目標を設定しています。本計画の基本方針との対応関係は以下のとおりになります。

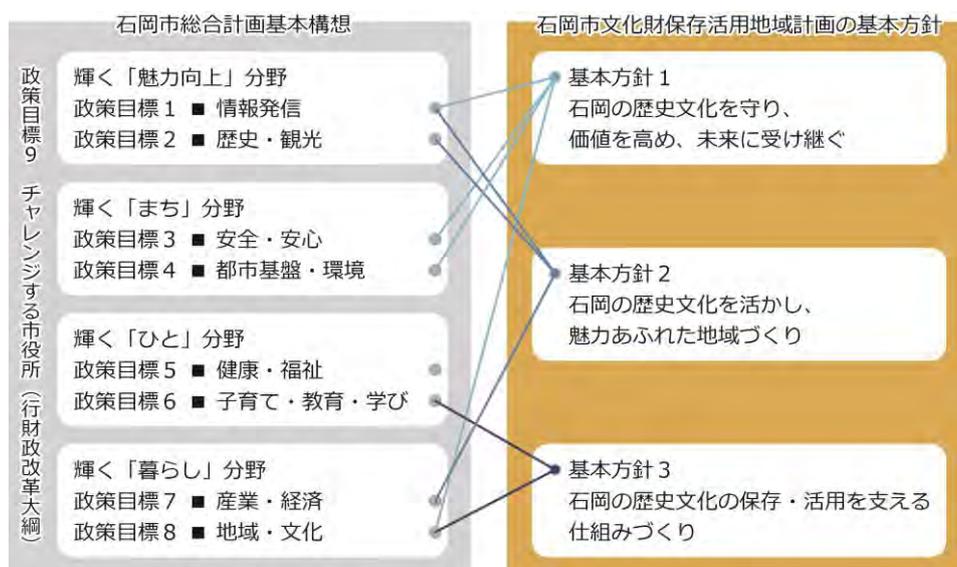


図 28 石岡市総合計画基本構想と本計画関連図

第5章 石岡市の文化財の保存・活用に関する現状・課題と方針 及び措置

第1節 石岡市の文化財の保存・活用に関する現状と課題

第4章で設定した将来像を達成するにあたって、本市の歴史文化を取り巻く現状と課題を以下のとおりにまとめました。



図 29 措置の体系図

(1) 基本方針1 石岡の歴史文化を守り、価値を高め、未来に受け継ぐ

【方針1－(1)文化財の把握・収集に関する現状と課題】

本市には多くの埋蔵文化財包蔵地があり、調査及び研究の成果は、『石岡市史』、『石岡の地名』、『八郷町史』、『八郷の地名』や各発掘調査報告書等にまとめられています。しかし、郷土史編さん以降の調査結果はまとめられておらず、重要な遺跡・文化財の内容も十分明らかにできていないのが実情です。

毎年60件以上行っている発掘調査で出土した遺物は文化振興課によって保管されてきましたが、収蔵庫の中に全ての出土品が収まりきらなくなっています。ほかにも、整理作業が追いついていない等の課題も発生しています。

埋蔵文化財以外の調査については、価値ある文化財を掘り起こし、保存・活用を図っていくための資料を得ることを目的として平成12(2000)年度～16(2004)年度の5か年をかけて未指定有形文化財調査を実施しています。そのほかには、平成19(2007)年度に青柳新兵衛商店建物調査を、平成20(2008)年度に八郷地域で登録文化財の診断を目的とした建造物の調査を実施しています。平成27(2015)年度以降は筑波大学と協働し、看板建築や昭和25(1950)年以前に建築された市街地の歴史的建造物等の把握調査を、平成30(2018)年度には、茅葺き民家の把握調査を実施しました。

近世・近代の建造物は石岡地域の市街地や八郷地域で、祭り・行事等の分野では市域全体で把握調査を行っていますが、多くの文化財類型で調査不足となっています。文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、地域の文化財、記念物のうち名勝地は把握調査が未実施となっています。また、調査済や、おおむね調査が済んでいるものでも、調査から時間が経過している文化財もあります。

表18 文化財調査一覧

類型	調査主体	発行年度	書籍名等
有形文化財 建造物	茨城県教育委員会	昭和50年度	茨城県の民家－茨城県民家緊急調査報告書－
	茨城県教育委員会	昭和56年度	茨城県の近世社寺建築 －茨城県近世社寺建築緊急調査報告書－
	(旧)八郷町教育委員会	平成9年度	八郷の住文化
	(旧)八郷町教育委員会	平成10年度	八郷の住文化2
	(旧)八郷町教育委員会	平成12年度	八郷の住文化3
	財団法人都市農産漁村交流活性化機構	平成13年度	茅葺き民家に関する調査研究中間報告書
	茨城県教育委員会	平成18年度	茨城県の近代化遺産－茨城県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書－
	里山建築研究所	平成18年度	石岡市看板建築及び里山景観等調査研究報告書
	石岡市教育委員会	平成19年度	青柳新兵衛商店建物調査書
	筑波大学	平成27年度	石岡市看板建築等調査研究報告書
	筑波大学	平成28年度	石岡市看板建築及び里山景観等調査研究報告書
	筑波大学	平成29年度 ～令和2年度	石岡市歴史的景観及び里山景観調査研究報告書
	石岡市教育委員会	平成20年度	八郷地区登録文化財診断成果品

美術 工芸品		やさと茅葺き屋根保存会	平成 21 年度	筑波山麓の茅葺き民家と茅場の維持保全活用をはかるための普及啓発事業報告書		
		茨城県教育委員会	平成 28 年度	茨城県近代和風建築総合調査報告書		
	絵画	茨城県立歴史館	平成 12 年度	茨城の三十六歌仙絵		
		彫刻	(旧) 八郷町教育委員会	昭和 58 年度	八郷町の石造物第一集	
			(旧) 八郷町教育委員会	昭和 59 年度	八郷町の石造物第二集	
			茨城県立歴史館歴史館	昭和 60 年度	茨城県古代・中世金銅仏資料集成 1	
			(旧) 八郷町教育委員会	昭和 61 年度	八郷町の石造物第三集	
			茨城県立歴史館歴史館	昭和 61 年度	茨城県古代・中世金銅仏資料集成 2	
			茨城県立歴史館歴史館	昭和 62 年度	茨城県古代・中世金銅仏資料集成 3	
			茨城県立歴史館歴史館	平成 8 年度	茨城の仏像 - 茨城県内社寺所蔵美術工芸品の調査研究 -	
		(旧) 石岡市教育委員会	平成 8 年度	石岡の石仏		
		工芸品	(旧) 八郷町史編さん委員会	平成 16 年度	太田焼瓦師藤岡一族の瓦製祠八郷町史史料編Ⅳ	
			茨城県立歴史館	平成 22 年度	茨城の狛犬 - 県内狛犬の集成と調査研究 -	
		書跡・典籍	-	-	-	
		古文書	(旧) 石岡市教育委員会	平成 2 年度	常陸府中矢口平右衛門家文書目録	
	(旧) 八郷町史編さん委員会		平成 13 年度	村明細帳八郷町史史料編Ⅰ		
	(旧) 八郷町史編さん委員会		平成 14 年度	町村是 (明治末期) 農山漁村経済厚生計画書 (昭和期) 八郷町史史料Ⅱ		
	(旧) 八郷町史編さん委員会		平成 15 年度	近世村落資料八郷町史史料Ⅲ		
	考古資料	茨城県立歴史館	平成 5 年度	茨城県における古代瓦の研究		
		茨城県立歴史館	平成 15 年度	茨城の形象埴輪 - 県内出土形象埴輪の集成と調査研究 -		
歴史資料	-	-	-			
無形文化財		-	-	-		
民俗文化財	有形の民俗文化財	茨城県教育委員会	昭和 45 年度	県内民俗資料緊急調査報告書		
		(旧) 八郷町教育委員会	平成 2 年度	八郷町民俗資料調査		
	無形の民俗文化財	茨城県教育委員会	昭和 32 年度	田植習俗調査報告書		
		茨城県教育委員会	昭和 45 年度	茨城県民俗分布図		
		茨城県教育委員会	昭和 56 年度	茨城の無形民俗文化財		
		茨城県教育委員会	昭和 57 年度	茨城の民俗芸能		
		茨城県教育委員会	昭和 59 年度	茨城県民俗文化財分布調査報告書		
		茨城県教育委員会	昭和 61 年度	茨城の民謡 - 民謡緊急調査報告書 -		
		茨城県教育委員会	昭和 64 年度	茨城の諸職 - 諸職関係民俗文化財調査報告書 -		
		茨城県教育委員会	平成 7 年度	茨城県の民俗芸能 - 茨城県民俗芸能緊急調査報告書 -		
		(旧) 八郷町教育委員会	平成 9 年度	八郷ことば		
		平成 12 年度茨城県郷土民俗芸能の集い実行委員会	平成 12 年度	茨城県の郷土民俗芸能		
		茨城県教育委員会	平成 21 年度	茨城県の祭り・行事 - 茨城県の祭り・行事調査報告書 -		
		筑波学院大学	平成 26 年度	高浜入りの民俗 - 茨城県石岡市関川・三村・高浜地区 -		
		文化庁	平成 29 年度	真家みたま踊調査報告書		
		常陸國總社宮例大祭文化財指定検討協議会	令和元年度	常陸國總社宮例大祭(石岡のおまつり)の歴史と現況 - 石岡のおまつり歴史実態調査報告書 -		
		茨城県教育委員会	(調査中)	東関東の盆綱		
		記念物	遺跡	茨城県教育委員会	昭和 33 年度	茨城県古墳総覧
				茨城県教育委員会	昭和 56 年度	重要遺跡調査報告書Ⅰ
				茨城県教育委員会	昭和 59 年度	重要遺跡調査報告書Ⅱ (城館跡)
茨城県教育委員会	昭和 60 年度			重要遺跡調査報告書Ⅲ		
(旧) 石岡市教育委員会	平成 6 年度			石岡市の遺跡 - 歴史の里の発掘 100 年史 -		
(旧) 八郷町教育委員会	平成 6 年度			八郷町遺跡台帳 N O . 1		
(旧) 八郷町教育委員会	平成 7 年度			八郷町遺跡台帳 N O . 2		
(旧) 八郷町教育委員会	平成 9 年度			八郷町遺跡台帳 N O . 3		
財団法人日本城郭協会	平成 9 年度			日本の城郭城址に関する調査報告書Ⅱ		
(旧) 八郷町教育委員会	平成 11 年度			八郷町の中世城館		

		明治大学	平成 20 年度	常陸の古墳群
		茨城県教育委員会	平成 24 年度	「水戸道中」 - 茨城県歴史の道調査事業報告書（近世編Ⅰ） -
		茨城県教育委員会	平成 25 年度	「日光道中」、「関宿通多功道」、「結城」、「瀬戸井道」 - 茨城県歴史の道調査事業報告書（近世編Ⅱ） -
		茨城県教育委員会	平成 26 年度	「古代東海道と古代の道」 - 茨城県歴史の道調査事業報告書古代編 -
		茨城県教育委員会	平成 27 年度	「鎌倉街道と中世の道」 - 茨城県歴史の道調査事業報告書（中世編） -
		茨城県教育委員会	（調査中）	中世城館跡
	名勝地	-	-	-
	動物・植物・地質鉱物	石岡青年会議所	昭和 63 年度	石岡の巨木たち
		（旧）八郷町教育委員会	平成 10 年度	八郷の巨樹
		茨城県自然博物館	平成 10 年度	茨城県自然博物館第 1 次総合調査報告書 - 筑波山・霞ヶ浦を中心とする県南部地域の自然 -
		茨城県自然博物館	平成 12 年度	茨城県自然博物館第 2 次総合調査報告書 - 鶏足山塊・酒沼・県央海岸を中心とする県央地域の自然 -
	文化的景観	-	-	-
	伝統的建造物群	-	-	-
	文化財の保存技術	-	-	-
	埋蔵文化財	（旧）石岡市教育委員会 石岡市遺跡分布調査会	平成 12 年度	石岡市遺跡分布調査報告書
		茨城県教育委員会	平成 12 年度	茨城県遺跡地図
その他	市町史	（旧）石岡市教育委員会	昭和 35 年度	図説石岡市史
		（旧）八郷町	昭和 45 年度	八郷町誌
		（旧）石岡市	昭和 53 年度	石岡市史上巻
		（旧）石岡市	昭和 57 年度	石岡市史中巻Ⅰ
		（旧）石岡市	昭和 57 年度	石岡市史中巻Ⅱ
		（旧）石岡市	昭和 59 年度	石岡市史下巻
		（旧）八郷町	平成 16 年度	八郷町史
	地誌	（旧）石岡市教育委員会	昭和 60 年度	石岡の地誌
	地名	（旧）石岡市教育委員会	平成 8 年度	石岡の地名 - ひたちのみやこ 1300 年の物語 -
		（旧）八郷町教育委員会	平成 15 年度	八郷町の地名
	社寺	石岡ライオンズクラブ	昭和 61 年度	石岡の寺とみほとけ
		茨城県神社庁新治支部	平成 4 年度	新治地区神社誌
	社寺等所蔵美術工芸品	（旧）石岡市教育委員会 （旧）八郷町教育委員会	平成 12 年度 ～16 年度	未指定有形文化財調査（詳細調査）

表 19 文化財調査の実施状況

		石岡地域					八郷地域				
		先史	古代	中世	近世	近代	先史	古代	中世	近世	近代
有形文化財	建造物	×	×	×	△ ※1・2	△ ※1・2	×	×	×	○	○
	美術工芸品	絵画 ※3	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻 ※3	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		工芸品 ※3	×	△	△	△	△	×	△	△	△
		書跡・典籍 ※3	×	△	△	△	△	×	△	△	△
		古文書	×	×	△	△	△	×	×	△	△
		考古資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△
歴史資料 ※3	×	△	△	△	△	×	△	△	△		
無形文化財		△					△				
民俗文化財	有形の民俗文化財	△					△				
	無形の民俗文化財	△※4					△※4				
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△
	名勝地	未					未				
	動物・植物・地質鉱物	△					△				
文化的景観		未					未				
伝統的建造物群		未					未				
文化財の保存技術		未					未				
埋蔵文化財		○					△				
地域の文化財		未					未				

【凡例】 ○：調査済・おおむね調査が済んでいる、×：該当なし、△調査不足、未：未調査

※1 石岡地域のうち中心市街地活性化事業対象地区は把握調査実施

※2 茅葺き民家については石岡地域全地区で把握調査実施

※3 社寺等所蔵資料については把握調査実施

※4 祭り・年中行事については把握調査実施

課 題

- 把握できていない文化財があります。
- 文化財の内容が十分明らかにできていません。
- 石岡市の歴史文化の特徴を探求するための総合的な調査が不足しています。
- 把握・整理できていない資料があります。

【方針1－(2) 保護の推進に関する現状と課題】

歴史文化に関する資料は、環境管理や災害・事故対策がされている収蔵庫に納めることが大切ですが、現在保管している文化財には対策が不十分なものがあります。資料については、リストを作成して情報を集約しておくことで、研究や管理に活用することができますが、未整理なものが多い状況にあります。

現在、市が所有している文化財は、専門職員によって管理されています。しかし、市内に点在する文化財のほとんどは、所有者に管理が一任されているうえ、重要な文化財でも文化財指定等がされていないものがあります。

市街地には常陸国の中心地であった遺跡が残り、郊外にはその関連遺跡や中世の城郭等が広く分布しています。これらの遺跡は開発行為によって破壊される恐れがあります。また、令和2（2020）年には、「特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画」を策定し、計画に沿った運用をしています。しかし、その他の史跡については、保存活用計画の策定が未着手となっています。

また、民俗文化財については、少子高齢化や社会構造の変化等により、変容の危機にあるものや継承が困難となっているものがあります。

課 題

- 収蔵しきれない資料があります。
- 市内の文化財や収蔵資料の保存・管理が不十分です。
- 重要な文化財でも文化財指定等がされていないものがあります。
- 開発により破壊される恐れのある遺跡があります。
- 保存活用計画が未策定の史跡があります。
- 変容の危機にあるものや継承が困難な民俗文化財があります。

【方針1－(3) 現有資産の磨き上げに関する現状と課題】

文化財については、本市にしかない特有のものであるとの共通認識を地域住民がもち、市内外に広く石岡らしさを広めていく必要があります。例えば、八郷地域の里山風景は、重要な景観であるとの認識が共有されていますが、本市にはほかにも棚田にホテルが飛ぶ光景や広大な自然を望む風景等の優れた景観があります。どんど焼やならせ餅等の地域の習俗は、地域社会の歴史・文化・自然・環境等の多様な要素が反映されており、地域ならではの体験が求められている現在、貴重な資源として捉えることができます。しかし、普段見慣れた光景であるため、積極的に文化財として掘り起こし、価値を見いだしていく作業が必要です。日々の生活や地域共同体で行う行事等から文化財の固有性を抽出し、評価していくことが大切です。

課 題

- 石岡の優れた景観を伝えきれていません。
- 魅力や価値を十分に伝えきれていない文化財があります。

【方針 1 - (4) 展示・公開活動の展開に関する現状と課題】

本市には、石岡市立ふるさと歴史館、農村資料室、常陸風土記の丘の三つの歴史文化施設がありますが、歴史文化が集約された中心となる展示施設は整備されていません。本計画を作成するにあたって実施したアンケートでは、歴史博物館の建設を求める意見が多く寄せられました。今後は、令和元（2019）年9月に策定した「石岡市博物館等個別施設計画」に基づき、施設の再編・整備を検討しつつ、まず既存の展示施設の常設展示を充実させるとともに、最新の研究成果を総合的にまとめた報告書等で文化財の公開活動をしていくことが必要です。

●歴史文化施設

本市の歴史文化施設の現状については、以下のとおりとなっています。令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれの施設も利用者が大幅に減少しました。

石岡市立ふるさと歴史館

石岡市立ふるさと歴史館は、古代石岡の中心地であった場所（常陸国府跡、現・石岡小学校敷地内）に昭和48（1973）年度に建築された石岡市民俗資料館を、平成27（2015）年度にリニューアルする形で開館しました。1階では、歴史館の地に存在した国指定史跡「常陸国府跡」の発掘調査の様子を写真で紹介しているほか、およそ3か月おきにテーマを変えて企画展を行っています。2階は本市の歴史を概観できる常設展示となっています。

年間約2,000～3,000人が来館します。一般の来館者のほか、歴史の学習の一環として小中学生のふるさと学習で利用されています。

施設は、建築から約50年が経過し、建物内外に亀裂等の経年劣化が見られます。また、バリアフリーに対応していません。以上のことから、当面は計画的な保守・管理により建物の健全性を確保していくとともに、今後の利用見込や社会的ニーズを踏まえ、また、本市のまちづくりに係る施策との整合性を図りながら、他の公共施設との複合化又は空き公共施設の利活用による機能移転について判断する必要があります。

表 20 ふるさと歴史館の施設情報

開館時間	午前 10 時～午後 4 時 30 分
休館日	月曜日（月曜日が祝祭日の時はその翌日）、年末年始
入館料	無料
建築年度	昭和 48（1973）年度
構造	鉄骨造 2 階建て
延床面積	211.15 m ² （1 階 102.68 m ² 、2 階 108.47 m ² ）

農村資料室

農村資料室は、旧大增小学校敷地内にあった農村資料館が、石岡市八郷総合支所内に移転し、令和 4（2022）年 4 月に開室しました。農村資料室は、八郷地域の各地から寄贈された近世から現代までの民具、古書籍、写真等約 200 点を収集しています。展示室では、農具、養蚕、林業用具、茅葺き屋根に関する用具等の仕事道具や、炭火アイロン、行灯等の日用品等民具を中心に展示しています。

移転に伴いミニ企画展スペースを設け、延床面積も増加しましたが、展示スペースは限られていて、収集した民具を網羅的に展示することが困難な状態です。

表 21 農村資料室の施設情報

開館時間	午前 9 時～午後 5 時（水曜日のみ午後 7 時まで開館）
休館日	月曜日、祝日、年末年始、図書館特別整理期間
入館料	無料
建築年度	平成 6（1994）年度
構造	S R C 造地上 4 階・地下 1 階建て
延床面積	8,100.63 m ² （うち農村資料室 102.22 m ² ）

常陸風土記の丘

常陸風土記の丘は、毎年 12～14 万人の来園者がある体験型観光施設で、生涯学習の里エリア（古代・中世・近世家屋、会津民家、展示研修施設）、古代家屋復元エリア（鹿の子史跡公園、古代家屋、管理棟）、駐車場エリア（曲屋、長屋門ほか）、展望台エリア（獅子頭展望台ほか）、ちびっ子広場、時の門、水際公園で構成されています。生涯学習の里エリア・古代家屋復元エリアでは、竪穴住居や官衙工房跡、中世から江戸時代までの復元家屋があります。公園は無料で利用できますが、展示研修施設を含む生涯学習の里エリア及び古代家屋復元エリアは有料となっています。

展示研修施設の常設展示では、発掘調査で出土した遺物を遺跡別に展示していますが、展示内容が更新されていないという課題があります。なお、展示研修施設を会場として文化財調査報告会を年 1 回開催しています。

施設の管理・運営は指定管理者へ委託していますが、平成2（1990）年度の建築・開園から30年以上が経過し、一部の建物で屋根材の傷みが目立つ等施設が老朽化していることやバリアフリーにも対応していないこと等から、改修・建替えが必要な時期を迎えています。このため、施設の目的・用途の再検討と建物の大規模改修を伴うリニューアルについて庁内の各部局横断で検討されているところです。

表 22 常陸風土記の丘の施設情報

開園時間	午前9時～午後5時
休園日	月曜日（月曜日が祝祭日の時はその翌日）、年末年始
入園料	子供（6歳以上16歳未満） 150円 大人（16歳以上） 310円
建築年度	展示研修施設：平成2（1990）年度
構造	展示研修施設：木造瓦葺平屋建て
延床面積	展示研修施設：452.14 m ²

文化財管理センター

文化財管理センターは、それまでの施設が手狭になったことから、平成19（2007）年度に旧石岡給食センターの施設を転用し、埋蔵文化財・民具や刊行物等を保管・整理する施設としました。3棟の建築物のうち、A棟・B棟を管理センターとして使用しています。

しかしながら、A棟は昭和46（1971）年度に、B棟は昭和52（1977）年度に建てられた施設であり、雨漏りや腐朽による建物の老朽化が著しく進行しています。寄贈された歴史資料・民俗資料、市内の遺跡からの出土物及び刊行物等を保管する施設としては好ましい状況ではなく、漆紙文書や古文書の一部は、緊急避難的に八郷総合支所内の倉庫で保管しています。

そのため、文化財の適正な保存を図り、また、収集・保存と展示・公開の一体的な活用を図るため、展示施設との統合による機能移転を検討しています。

表 23 文化財管理センター（旧給食センター）の施設情報

建築年度	A棟：昭和46（1971）年度、B棟：昭和52（1977）年度
構造	A棟：鉄骨造平屋建て、B棟：鉄骨造平屋一部2階建て
延床面積	A棟：668.5 m ² 、B棟：658.7 m ²

「(仮称)石岡市立ふるさと歴史館再配置基本計画」

ふるさと歴史館、農村資料室、常陸風土記の丘展示室及び文化財管理センターの現状及び課題を受け、本市では現在、「(仮称)石岡市立ふるさと歴史館再配置計画」の策定を進めているところです。

この再配置計画の位置付けは、第一に、本市の最上位計画である「石岡市総合計画基本構想」とそのアクションプランである「石岡市総合計画第1期基本計画」に即して定めるとともに、「石岡市教育大綱」及び「石岡市教育推進計画」に掲げる歴史・文化財の保存・活用を計画的に実施するものです。また、文化財の保存と活用にあたっては、本計画と相互に連動するものとしています。第二に、全体的・中長期的な視点による公共施設のマネジメントに取り組む「石岡市公共施設等総合管理計画」、及びこれを受け策定された「石岡市博物館等個別施設計画」の基本方針や施設評価を尊重し、機能や今後の施設のあり方を具体化するものです。

よって、再配置計画は、「歴史文化の価値と魅力をわかりやすく伝えるとともに、市民や来訪者が歴史文化に触れられる・交流できる拠点施設として、石岡市立ふるさと歴史館の機能移転と市内に分散する関連施設・収蔵施設の集約化・一体化整備を進めること」、「本市の未来を担う子供たちや市民及び来訪者が歴史文化に親しむ機会を設け、郷土愛の醸成と歴史文化の伝承・活用を図ることができる施設の活用を促進すること」を目的として策定を進めています。

課 題

- 中心となる規模の展示施設がありません。
- 石岡市の文化財の認知度が不十分です。
- 市史・町史編さん以降、最新の調査成果が総合的に整理されていません。



図 30 歴史文化施設位置図

(2) 基本方針2 石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくり

【方針2－(1) 情報発信・価値の共有化に関する現状と課題】

本市では、シティプロモーションとして「歴史の里いしおか」を掲げ、常陸風土記 1,300年の歴史を有する本市の魅力を発信する動画の制作等を行っています。平成 27 (2015) 年には「るるぶ特別編集 石岡」を刊行する等、情報発信に取り組んでいますが、市外の方への周知に結びついていないのが実情です。近隣には常陸に由来する地名をもつ自治体もあることから、ブランディング戦略によって差別化と石岡の固有性を明確にして本市のイメージを高めていくことが必要です。

開発に伴う発掘調査で出土した遺物等、長年にわたり蓄積されてきたデータを活用してより多くの人に本市を見学・体感してもらうには、収蔵資料の公開を更に進め、情報発信を行うことが求められます。

情報発信の手段として、現在は主に石岡市ホームページ、広報いしおか、広報いしおか Facebook、石岡市公式 Twitter 等が活用されています。そのほかは、石岡市観光案内所によって登録文化財を巡るマップが作成されたり、石岡市観光協会によって、石岡のおまつりを紹介する冊子が配布されたりしています。

本計画を作成するにあたって、本市の文化財関連の情報を得る手段のアンケートを市民に向けて実施したところ、上記のほかにクチコミやポスター、SNS の書き込み等から情報を得ていることが明らかになりました。



るるぶ特別編集 石岡

課 題

- 収蔵資料の公開等の情報発信を更に進め、価値の共有化を図る必要があります。
- 優れた歴史文化がありますがブランド力が弱い状況です。

【方針2－(2) 「もてなし」の強化に関する現状と課題】

現在、本市の魅力を案内する観光ボランティアガイドとして、八郷すてき旅案内人の会や石岡市歴史ボランティアの会等が活動しています。また、石岡市観光協会が市内の様々なイベントや見どころを案内しています。

八郷すてき旅案内人の会では、フラワーパーク、茅葺き民家、西光院、佐久良東雄旧宅等、八郷地区の自然や文化の案内が会員によって行われています。また、各地に伝わる民話等を集めた冊子の発行等を行っています。

石岡市歴史ボランティアの会は、歴史ボランティア養成講座や公民館講座等の受講を終了した会員で組織されています。平成 3 (1991) 年に常陸風土記の丘の案内人としてスター

トしましたが、現在は、文化財に対する知識と教養を深める研修や交流をするとともに、常陸風土記の丘・舟塚山古墳等の市内各所の案内活動を展開しています。事前予約をすれば、石岡地域の歴史的施設や遺跡で本市の歴史について説明を受けることができます。

石岡ジオの会は、令和2（2020）年に発足し、市内のジオサイトを巡るツアーの開催や、ジオツアーのコースづくりをしています。

しかし、各団体とも会員の高齢化等に伴い会員数や活動量に制約があり、観光客への対応は不十分な状況です。

石岡市観光協会では、「いしおかファンクラブ」制度を創設して、市内外のファンを増やす取組を実施しており、350人を超える会員が観光の振興と地域の発展、観光誘客等を目的として本市のPR活動や各種イベントの開催を行っています。

課 題

- ボランティアガイドの高齢化等により、観光客への対応が不十分です。

【方針2－（3）文化財の整備と活用に関する現状と課題】

市内には国指定特別史跡である常陸国分寺跡をはじめ、善光寺楼門・佐久良東雄旧宅・西光院本堂・府中城の土塁・片野城址・常陸国総社宮等の多くの文化財が存在しています。舟塚山古墳や丸山古墳は墳丘の大きさや形が大きな見所となっており、常陸国分尼寺跡は尼寺ヶ原として市民に親しまれています。しかし、常陸国府跡は小学校の敷地内に位置していて遺構表示等が無く、往時の様子を体感できる整備がなされていない状態です。また、経年劣化した説明板や案内板の文字が読みづらくなっている状況があります。このように本市の観光インフラや史跡は十分整備されていません。

史跡の活用については、新たな手法としてデジタル技術の導入が検討されています。本市を代表する史跡である常陸国府跡は小学校の敷地内に位置していて遺構表示等が無く、往時の様子を体感できる整備がなされていない状態です。

また、本市では、文化財活用の方策の一つとして茅葺き民家や看板建築をはじめとした歴史的建造物をいかした空間づくりや民泊や農泊を検討していますが、利用していない歴史的建造物が多いのが現状です。以上のような歴史文化をいかしたまちづくりを行うにあたっては、看板や建物の統一感を出す必要がありますが、整合していない看板や建物があります。

課 題

- 整備されていない史跡が多くあります。
- 文化財の案内板や説明板の老朽化が進んでいます。
- 利用されていない歴史的建造物があります。
- 周辺環境と整合していない看板や建物があります。

【方針 2 - (4) 広域連携・活用の推進に関する現状と課題】

歴史文化を活用することで、①交流人口¹⁵⁾増加、②消費の促進、③住民の満足度を高める、の三つを循環させることで地域が潤う仕組みづくりを行っていくことが可能になります。市域を超えた連携は、この仕組みづくりに有効な手段であると考えられます。周辺自治体は、歴史文化を共有することから、自治体の枠を超えた広域周遊ルートを作成して公開することで新たな人の流れを生むことが期待できます。例えば、筑波山地域ジオパークは、筑波山をはじめとした広大な自然を有する市から構成されていて、本市のほか、笠間市、桜川市、つくば市、土浦市、かすみがうら市の6市が連携しています。ジオガイドと巡る周遊ジオツアーが開催される等、市域を超えた連携が図られています。つくば霞ヶ浦りんりんロードは、本市のほか、霞ヶ浦に接する小美玉市、行方市、かすみがうら市、潮来市、稲敷市、美浦村、阿見町、土浦市、つくば市、桜川市の11市町村を結んでいます。本市では、平成28(2016)年度に全国初の「全国看板建築サミット」を開催し、埼玉県川越市・青森県八戸市・長野県諏訪市・兵庫県豊岡市等と「看板建築」をいかしたまちづくりについて意見を交換しました。このように連携は一定程度進んでいますが、交流人口の増加に向けた枠組みについては不足しています。

課 題

- 交流人口増加に向けた広域連携の取組が不十分です。

(3) 基本方針 3 石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくり

【方針 3 - (1) 文化財の担い手づくりに関する現状と課題】

本市では、将来にわたって歴史文化を引き継いでいくために、歴史文化の担い手を育成しています。平成28(2016)年度からは、学習を通じて郷土に対する愛着や誇りを育むことを目的に、小学1年～中学3年の9年間にわたって「ふるさと学習」を実施しています。「ふるさと学習」では、学芸員による学校への出前授業や伝統芸能等の学習活動が行われています。社会人向けの歴史文化の学習としては、まちづくり出前講座が開講されているほか、地区ごとの公民館で公民館講座が生涯学習課によって開かれています。歴史文化系の講座としては「石岡の宝を知る」、「茨城の神々と神社」、「新治郡の古社寺探訪」、「鎌倉時代の石岡を学ぶ」等があります。今後は、市民の様々な学習ニーズを反映させた講座を開講することで歴史文化の情報発信と学習機会を提供していくことが求められます。

子供・若者が文化財にじかに触れる機会を創出し、社会人が生涯学習でより深い学びを得ることができる環境に整備し、文化財を保護する心を育てていくことができていないことが課題として挙げられます。

¹⁵⁾ 何かの目的をもって(観光、通勤、通学等)地域を訪れる人のこと。地域に住んでいる人(定住人口)に対する概念である。

課 題

- 学校教育や生涯学習との連携を強化する必要があります。
- 文化財を保護する心を育てる必要があります。

【方針 3 - (2) 活動の基盤強化に関する現状と課題】

文化財の所有者や継承者については、確実な継承に向けて、保存・活用に係る費用や育成、所有、原材料の確保に係る負担を軽減することが求められます。例えば、八郷地域の茅葺き民家を維持するためには、茅葺き職人の技術や茅の確保が必要ですが、職人は減少し後継者も不足していて、茅も入手困難な状況です。この課題に対応するため、現在、常陸風土記の丘は茅葺き職人の育成に取り組んでいます。高エネルギー加速器研究機構（つくば市）は、敷地にある茅場の管理を行い、やさと茅葺き屋根保存会等に茅を提供しています。また、筑波大学は八郷地域に「八郷・茅葺き研究拠点」をオープンし、里山風景の保存に取り組んでいます。

現在、市内では、以下の表のとおり、多くの保存団体が活動しています。

表 24 石岡市の主な団体一覧表

団体名	活動内容
やさと茅葺き屋根保存会	・茅刈りの開催 ・茅葺き見学会等の開催
石岡獅子舞連合会	・石岡のおまつりでの幌獅子パレードの実施 ・石岡囃子の全体練習会の開催
石岡囃子連合保存会	・石岡囃子の保存と伝承
瓦塚・佐久大杉保存会	・環境整備（年 2 回の草刈り等）
やさと巨樹の会	・巨樹名木の保全（保存樹の巡視）等
排禍ばやし保存会	・片野八幡神社祇園祭における奉納地区内巡業（毎年 7 月の第 3 日曜日） ・片野八幡神社例祭日拝殿において「排禍ばやし」を奉納（10 月の第 3 日曜日）
丸山古墳保存会	・環境整備（草刈、清掃作業等）
太々神楽保存会	・柿岡に鎮座する八幡神社の大祭（旧 8 月 15 日）での神楽の奉納
NPO 法人アグリやさと	・「朝日里山学校」の管理 ・農業に関心を持つ若者の就農支援と都市農村交流活動

文化財の継承は、行政や地域住民だけでなく、文化財の保存・活用を専門的に行っている市民団体や民間団体と連携し、専門性をいかした意見や提案を出し合って取組を推進していくことが期待されます。茨城県では、平成 24（2012）年から 3 年間、（一社）茨城県建築士会と連携して県内の建築士を対象に、「いばらき地域文化財専門技術者（ヘリテージマネージャー）育成研修」を実施しました。「いばらき地域文化財専門技術者」は、歴史的建造物等の保全や活用を通じ地域活性化に貢献することを目的として活動しており、文化財の修理や災害発生時の被災文化財の調査等で多数の技術的支援をしています。

課 題

- 文化財所有者や管理者等の負担が大きく、後継者も不足しています。
- 民間団体等との連携が不十分です。
- 文化財を保存・活用するための資金が不足しています。

【方針 3 - （3）組織・体制の強化に関する現状と課題】

市民の活動を支える文化財保護行政の体制も整備することが求められます。茨城県内の文化財専門の正職員を配置している自治体は 44 市町村のうち 30 市町村（配置率：約 68%）で 79 人の配置です。文化財の調査・研究を担う正職員を配置している県内の自治体の専門職員平均人員は 1.4 人（本庁正職員/配置自治体数）、嘱託を加えた平均人員は 1.7 人となります。

文化振興課では、担当専門職員を 4 名配置していて、県内の平均人員と比較すると職員数は多い状況にあるといえます。しかし、市街地の大半が埋蔵文化財包蔵地であり、年間約 80 件以上の開発に伴う試掘調査を行っていることから、文化財の調査研究体制は十分であるとはいえません。また、職員の専門分野や年齢構成に偏りがあります。

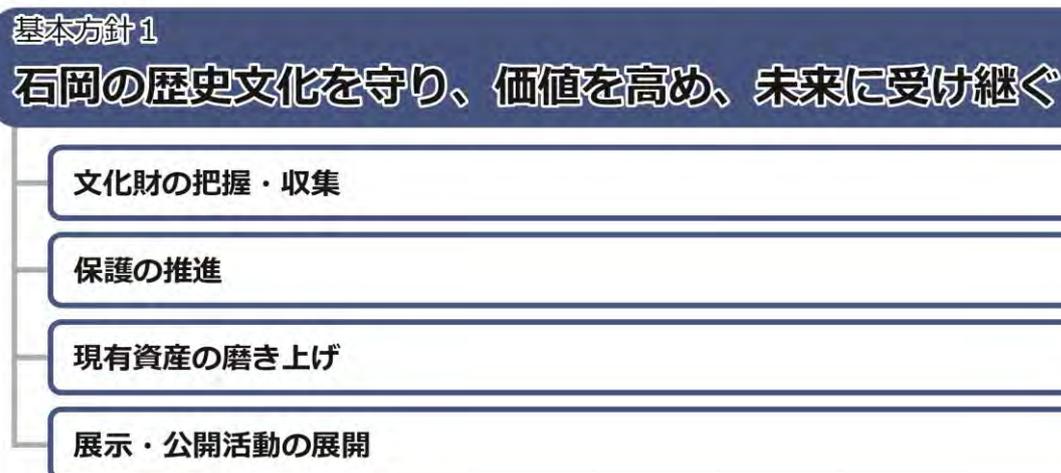
本計画に記載する事業は多岐にわたることから、産業プロモーション課、商工観光課等の庁内の事業推進体制も構築する必要があります。関係者間で情報共有と連絡調整を行い、円滑な事業実施体制を構築することが求められます。

課 題

- 専門職員が少なく、専門分野や年齢構成に偏りがあります。
- 庁内や関係者間の情報共有や連携が不十分です。

第2節 石岡市の文化財の保存・活用に関する方針

(1) 基本方針1 石岡の歴史文化を守り、価値を高め、未来に受け継ぐ



本市の歴史文化を守り、未来へ受け継いでいくためには、「文化財の把握・収集」、「保護の推進」、「現有資産の磨き上げ」、「展示・公開活動の展開」が必要です。

【方針1－(1) 文化財の把握・収集】

把握調査が不足している美術工芸品や民俗文化財、文化財の保存技術等について調査を実施し、体系的なデータベースを構築してどのような文化財があるのかを明らかにします。また、把握調査から一定の期間が経過した文化財は再調査を行い、現状を把握します。また、文化財の内容を明らかにするための詳細調査や、特定のテーマに関する総合調査等の学術調査を進めていきます。

収集・把握した資料は整理を進め、目録や報告書等を作成し、事業を行うにあたっての基礎資料とします。

【方針1－(2) 保護の推進】

収集した資料等を管理する文化財収蔵施設の拡充・整備や保存措置の実施等を進めます。

文化財の計画的な保存・活用を進めるために、調査や文化財指定、保存活用計画の策定、無形の民俗文化財の映像記録作成等を進めます。

収集した資料・情報等は、近年頻発化・激甚化している自然災害対策等にも活用し、災害に備えます。

【方針1－(3) 現有資産の磨き上げ】

優れた景観をはじめとした石岡の特徴ある文化財の活用のため、歴史的景観や里山景観、

地域独自の歴史文化の調査を進めます。

【方針1－(4) 展示・公開活動の展開】

歴史文化施設等での展示・公開活動を充実させるとともに、施設の再配置や改修等を進め、中心となる規模の展示施設の整備を行います。展示・公開活動の成果は刊行物でも積極的に公開し、本市の文化財の認知度の向上に努めます。また、調査・研究成果の総合的な整理を進めます。

(2) 基本方針2 石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくり

基本方針2

石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくり

情報発信・価値の共有化

「もてなし」の強化

文化財の整備と活用

広域連携・活用の推進

歴史文化をいかした地域づくりの実現に向けた方策としては、「情報発信・価値の共有化」、「もてなし」の強化、「文化財の整備と活用」、「広域連携・活用の推進」が挙げられます。

【方針2－(1) 情報発信・価値の共有化】

本市の歴史文化の価値及び魅力を伝えるため、文化財や収蔵資料の公開を推進します。また、市内外に向けて情報を積極的に発信し、地酒や石岡セレクト認証品等やイベント情報と共にPRすることで、ブランド力向上も狙います。

【方針2－(2) 「もてなし」の強化】

情報を基に来訪してきた観光客等に向け、本市の歴史文化について案内活動を実施するボランティアガイドの育成、支援を行います。

【方針2－(3) 文化財の整備と活用】

最新技術を利用した史跡の整備を検討するとともに、解説板や休憩スポット、公衆トイレの設置等の受け入れ環境の整備とレンタサイクル等の移動手段の充実を図ります。また、ユニークベニューを含む、文化財の整備・活用を進めます。

「石岡市民住民参加型まちづくりファンド支援事業基金」を活用して、歴史的建造物の修理・活用を進めるとともに、建物や看板の周辺環境と調和した修景を進めます。

【方針2－(4) 広域連携・活用の推進】

他地域からの来訪者が増加することで、地域住民が地域の魅力を再認識し、自信と誇りを醸成することが期待できるため、広域連携による来訪者増加を目指していきます。

(3) 基本方針3 石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくり

基本方針3

石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくり

文化財の担い手づくり

活動の基盤強化

組織・体制の強化

文化財を保存・活用していくためには、市民一人一人が文化財のよき理解者となり、社会全体でその取組に参加することが望ましい形であると考えられます。そのためには、「文化財の担い手づくり」、「活動基盤強化」、「組織・体制の強化」が不可欠です。

【方針3－(1) 文化財の担い手づくり】

担い手づくりとして学校教育や生涯学習で、歴史文化に興味関心を持てる取組の実施、充実に取り組んでいきます。

【方針3－(2) 活動の基盤強化】

文化財の所有者や管理者、保存・活用を行っている団体に対し、活動への支援を行うとともに、新たな支援策の検討も進めます。また、市民団体や民間団体等との連携も進めていきます。

【方針3－(3) 組織・体制の強化】

本計画に基づいた事業の実施にあたって、庁内の体制を整備することも求められることから、事業に対応できる専門職員の増員を検討して文化財行政を担う適正な体制づくりを構築します。また、庁内や関係者間で情報共有・連携する場の設置を進めます。

第3節 石岡市の文化財の保存・活用に関する措置

第4章で示した文化財の保存・活用に関する将来像と方向性を実現するにあたり、前節では三つの基本方針と11の方針を定めました。方針の下に16の措置のカテゴリーを設定し、計画期間である令和5（2023）年度から令和14（2032）年度にかけて実行する具体的な措置を示します（表25～35）。

措置の実施にあたっては、文化庁の文化財保存事業費補助金や文化芸術振興費補助金、文化資源活用事業費補助金、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金をはじめとした国や県、市の支援メニューを事業に応じた事業主体が活用して行います。それぞれの措置については主体を掲載していますが、必要に応じてその他の主体との連携・協力のもと事業を行うこととします。また、事業実施の目途として前期（1年目（令和5（2023）年度）～3年目（令和7（2025）年度））、中期（～7年目（令和11（2029）年度））、後期（～10年目（令和14（2032）年度））に分けて記載しています。

（1）基本方針1 石岡の歴史文化を守り、価値を高め、未来に受け継ぐにかかる措置

【方針1－（1）文化財の把握・収集】

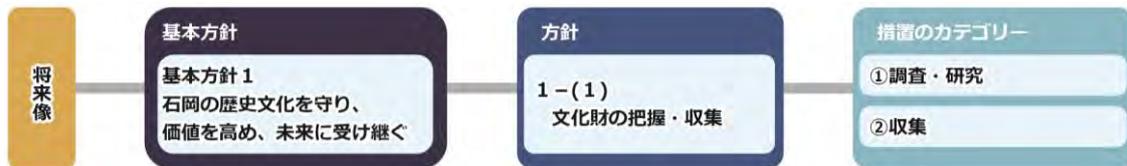


表25 文化財の把握・収集にかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する													
①調査・研究													
①-1	未指定文化財の把握	市内に存在する文化財のうち、把握調査が不足している美術工芸品や民俗文化財等について把握調査を行う。また、把握調査から一定の期間が経過した文化財（建造物、埋蔵文化財等）は再調査を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
①-2	文化財の詳細調査	未指定文化財のうち詳細な調査を要するものについて、計画的に調査を行う。	○	◎	○	◎	■	■	■	○	○	○	
①-3	特定テーマ・地域による総合調査	石岡の歴史文化の特徴に関する特定テーマ・地域を設定し、専門家の協力を得て総合調査を行う。	○	◎	○	◎				■	○	○	○
①-4	筑波山地域ジオパーク学術部門の活動	筑波山地域ジオパーク推進協議会教育・学術部会において、ジオサイトの把握や選定等の調査を行う。	○	◎	◎	◎	■	■	■	○			
②収集													
②-1	資料の収集・整理	本市の歴史文化に関する資料等を収集、整理し、目録や報告書等を作成し、データベースを構築する。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
②-2	★鹿の子遺跡・漆紙文書の整理・調査	鹿の子遺跡出土の漆紙文書について、整理・調査を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
②-3	学校所在資料の保護	学校所在資料について把握を進め、資料の保護を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
②-4	民間所在資料の保護と支援	民間所在資料について把握を進め、資料の保護に対し技術的支援を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
②-5	他機関所在資料の把握	大学等、県外他機関等所在資料の把握を行う。	○	◎	○	○				■	■	○	
②-6	未報告資料の報告書作成	未報告の発掘調査資料について、整理・報告書作成を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○	○	

【方針1－（2）保護の推進】

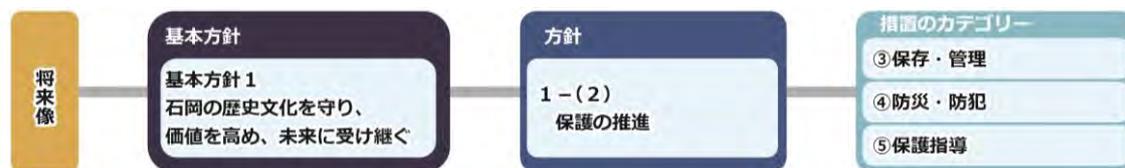


表 26 保護の推進にかかる措置 ※④防災・防犯は第7章に詳細を記載する。

	重点事業	措置	措置の内容	事業主体					事業期間			財源		
				市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する														
③保存・管理														
③-1	★	文化財収蔵施設の拡充・整備	文化財管理センター・ふるさと歴史館の再配置を進め、文化財収蔵施設の拡充・整備を行う。	△	◎	○	○	■	■	■	○			
③-2	★	文化財保存環境の整備	施設の改修等を行い、文化財に適した保存環境を整備する。	△	◎	○	○	■	■	■	○			
③-3		修復・保存処理の実施	文書の燻蒸や出土鉄製品の保存処理を行う。	△	◎	◎	○	■	■	■	○			
③-4		文化財カルテの整備	文化財の修理履歴等の整理・集約を行い、文化財カルテを作成する。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-5		文化財パトロールの実施	埋蔵文化財指導員・文化財保護指導委員による定期的な文化財パトロールを行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-6		文化財管理の支援	文化財所有者・管理者に対し、管理にあたっての助言・情報提供等を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-7		市所有指定建造物の修理	市所有の文化財指定建造物の修理を行う。	△	◎	◎	○	■	■	■	○			
③-8		建造物保存活用計画の策定	文化財指定建造物の保存活用計画の策定を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-9		史跡の管理	史跡の管理（見廻り視視・除草清掃等）を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-10		史跡保存活用計画の策定	史跡の保存活用計画の策定を進める。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-11	★	史跡の公有地化	史跡の指定地内の土地について、計画的に公有地化を進める。	○	◎	△	△	■	■	■	○			
③-12		無形の民俗文化財の映像記録作成等	無形の民俗文化財の映像等による記録を計画的に作成する。	○	◎	◎	○	■	■	■	○			○
③-13		新指定文化財検討・調査・指定推進	未指定文化財のうち特に重要なものについて、文化財指定に向けた検討・調査を行い、指定を推進する。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-14		国登録文化財検討・調査・登録推進	未指定文化財のうち特に重要なものについて、文化財登録に向けた検討・調査を行い、登録を推進する。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
③-15		市登録文化財制度の検討	市登録文化財制度の創設について検討を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○			
④防災・防犯 ※第7章に詳細を記載する。														
⑤保護指導														
⑤-1		市内遺跡調査	開発等に伴う遺跡の試掘調査を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
⑤-2		遺跡地図の更新	周知の埋蔵文化財包蔵地の見直し・更新を随時行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			

【方針1－（3）現有資産の磨き上げ】

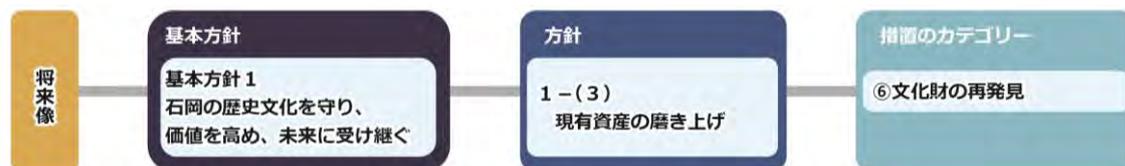


表 27 現有資産の磨き上げにかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源		
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する												
⑥文化財の再発見												
⑥-1	歴史的景観の調査	歴史的建造物の実測調査や活用に関する調査・研究を行う。	○	◎	○	◎	■	■	■	○		○
⑥-2	里山景観の調査	茅葺き民家の保全・活用策の検討や里山景観保全に関する調査・研究を行う。	○	◎	○	◎	■	■	■	○		○
⑥-3	地域独自の歴史文化の再発見	石岡市の特徴ある歴史文化を再発見するための市民参加型のワークショップや調査等を行う。	◎	◎	○	○	■	■	○			

【方針1－（4）展示・公開活動の展開】

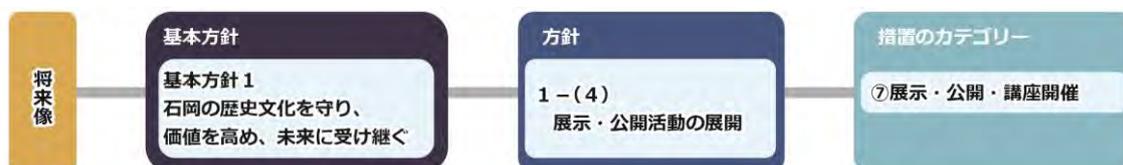


表 28 展示・公開活動の展開にかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源		
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する												
⑦展示・公開・講座開催												
⑦-1	★ 常設展示施設の拡充	ふるさと歴史館・常陸風土記の丘等の再配置を進め、常設展示施設の拡充を行う。	△	◎	○	○	■	■	■	○	○	
⑦-2	ふるさと歴史館・常陸風土記の丘の特別展・企画展の開催	ふるさと歴史館・常陸風土記の丘等で特別展・企画展を開催する。	△	◎	◎	○	■	■	■	○		
⑦-3	文化財調査報告会の開催	文化財についての調査研究成果の報告会を開催する。	○	◎	◎	○	■	■	■	○		
⑦-4	体験学習講座の開催	歴史文化を題材とした体験学習講座を開催する。	○	◎	○	○	■	■	■	○		
⑦-5	市民学芸員制度の検討	市民学芸員制度の創設について検討を行う。	○	◎	○	△	○	○	○	○		
⑦-6	冊子等の刊行	歴史文化に関する冊子を刊行し、調査研究成果を公開する。	○	◎	○	○	■	■	■	○		
⑦-7	市史編さんの推進	歴史文化に関する調査成果を総合的に整理、研究する。	○	◎	○	○			■	○		

(2) 基本方針2 石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくりにかかる措置

【方針2－（1）情報発信・価値の共有化】

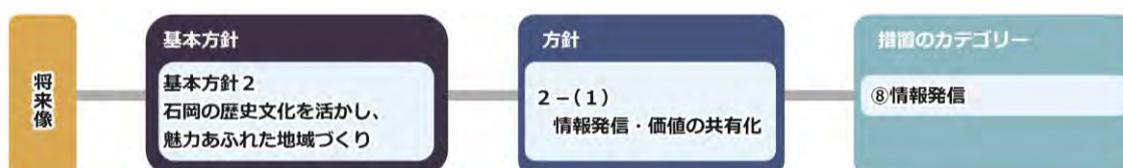


表 29 情報発信・価値の共有化にかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期(3年)	中期(7年)	後期(10年)	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する													
⑧情報発信													
⑧-1	重要資料公開の推進	指定文化財等の重要資料について実資料もしくはインターネットでの公開を推進する。	△	◎	○	○	■	■	■	○			
⑧-2	市報・HP・SNSでの発信	歴史文化について市報・HP・SNSで発信を進める。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
⑧-3	収蔵資料のオンライン公開	収蔵資料についてインターネットでの公開を進める。	△	◎	○	○	■	■	○				
⑧-4	刊行物のオンライン公開	歴史文化に関する刊行物についてインターネットで公開する。	△	◎	○	○	■	■	■	○			
⑧-5	市内おまつりの情報・動画の発信	市内のおまつりの情報・動画についてHP等で発信・公開する。	△	◎	◎	△	■	■	■	○			○
⑧-6	文化財映像・動画の発信	文化財映像・動画についてHP等で発信・公開する。	○	◎	◎	△	■	■	■	○			○
⑧-7	フィルムコミッションの推進	市内の文化財を活かしたフィルムコミッションを推進する。	○	◎	◎	△	■	■	■	○			
⑧-8	「石岡の地酒」の振興	伝統産業である「石岡の地酒」の振興を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○			
⑧-9	「石岡セレクト」の認証・PR	特産物や伝統工芸品のなかで特に優れたものを「石岡セレクト」として認証し、PRを行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○			
⑧-10	石岡に残る伝統産業・技術の発掘と発信	伝統産業や技術の把握調査を行い、発信する。	○	◎	○	△	■	■	○				

【方針 2 - (2) 「もてなし」の強化】

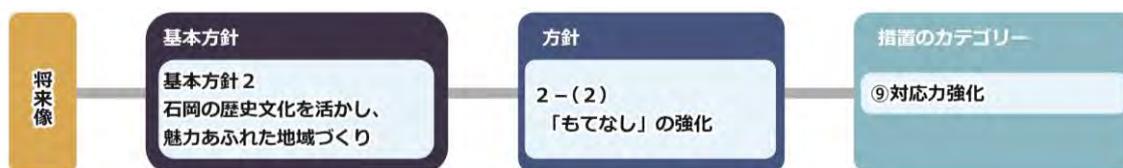


表 30 「もてなし」の強化にかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期(3年)	中期(7年)	後期(10年)	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する													
⑨対応力強化													
⑨-1	歴史ボランティアの会・八郷すてき放案内人の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○			

【方針 2 - (3) 文化財の整備と活用】

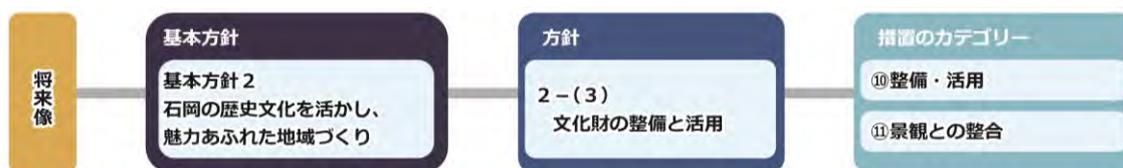


表 31 文化財の整備と活用にかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する												
⑩整備・活用												
⑩-1	文化財説明板の整備	文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	■	○		
⑩-2	見学者用便益施設の整備	舟塚山古墳や常陸国分尼寺跡等に見学者用のトイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	■	○		
⑩-3	公有地化した史跡の整備・活用	舟塚山古墳や常陸国分寺跡等の公有地化した史跡の整備や活用を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○	○	
⑩-4	周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	■	○		
⑩-5	史跡のVR・AR等の検討	VR・AR等、最新技術による史跡の活用方法を検討する。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○	
⑩-6	文化財を活用したユニークパビリオンの推進	ユニークパビリオンとしての活用の検討・推進や、情報提供を行う。	○	◎	◎	○	■	■	■	○	○	○
⑪景観との整合												
⑪-1	★ 歴史的建造物の活用	歴史的建造物の保存を図り、見学や使用が可能な施設として活用する。	○	◎	◎	◎	■	■	■	○	○	○
⑪-2	★ 住民参加型まちづくりファンド支援事業	歴史的建造物の修理及び非歴史的建造物の歴史的建造物と調和した修景へ補助を行う。	○	◎	◎	○	■	■	■	○		○

【方針 2 - (4) 広域連携・活用の推進】

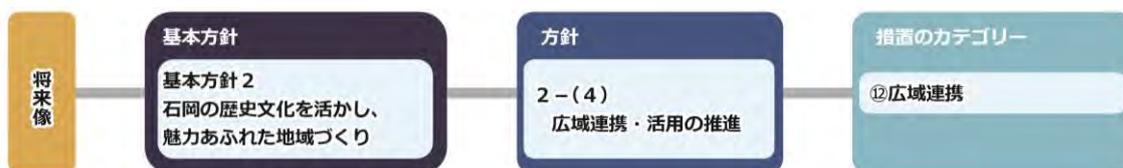


表 32 広域連携・活用の推進にかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する												
⑫広域連携												
⑫-1	筑波山地域ジオパーク活動を基礎とする広域連携	筑波山地域ジオパーク活動を基礎とし、関係自治体と広域連携し、シンポジウムの開催や周遊コースの作成を行う。	○	◎	◎	○	■	■	■	○		
⑫-2	恋瀬川サイクリングコース・つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線をつなぐ広域連携	恋瀬川サイクリングコース・つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線自治体と歴史文化をつなぐ連携を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○		
⑫-3	歴史文化資源を生かすための周辺・関係市町村などとの連携	歴史文化でつながる県内外の自治体と連携し、シンポジウムの開催や周遊コースの作成を行う。	○	◎	○	○	■			○		

(3) 基本方針 3 石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくりにかかる措置

【方針 3 - (1) 文化財の担い手づくり】

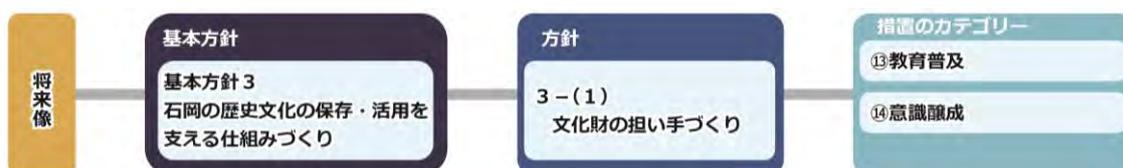


表 33 文化財の担い手づくりにかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期(3年)	中期(7年)	後期(10年)	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する													
⑬教育普及													
⑬-1	★ ふるさと学習の充実	小中学校において地域の歴史文化について学ぶふるさと学習の充実を図る。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
⑬-2	校外学習との連携	小中学校における地域の歴史文化を学ぶ校外学習との連携を図る。	○	◎	○	△	■	■	■	○			
⑬-3	まちづくり出前講座の実施	市民グループが行う歴史講座等に講師の派遣を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○			
⑬-4	公民館講座との連携	歴史文化を学ぶ公民館講座に講師の派遣を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○			
⑭意識醸成													
⑭-1	文化財曝涼・公開の開催	文化財公開曝涼等の文化財を公開する事業の開催・支援を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
⑭-2	文化財をテーマとした写真・絵画等コンクールの実施	文化財をテーマとした写真や絵画等のコンクールの開催・支援を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○			
⑭-3	文化財愛護団体への活動支援	文化財愛護団体へ情報提供や研修会開催等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○			
⑭-4	文化財防火デー防火訓練	火災発生時に速やかな対応が行えるように、所有者、地域、関係機関が連携した訓練や情報提供を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○			

【方針 3 - (2) 活動の基盤強化】

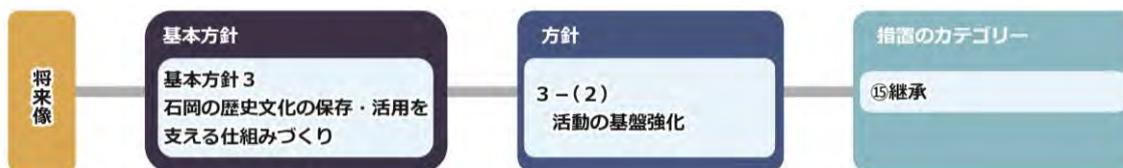


表 34 活動の基盤強化にかかる措置

重点事業	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期(3年)	中期(7年)	後期(10年)	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する													
⑮継承													
⑮-1	文化財修理(所有者・管理者)への補助	指定文化財の修理に対し、補助を行う。	◎	◎	○	△	■	■	■	○	○		
⑮-2	茅葺き職人の育成	茅葺き職人や技術の継承、保全に関するコーディネート人材の育成を行う。	△	○	◎	○	■	■	■	○		○	
⑮-3	茅葺き屋根の診断・修繕	茅葺き屋根の診断・修繕計画の策定、修繕を行う。	△	○	◎	○	■	■	■			○	
⑮-4	茅場の維持・拡充	茅場の維持・拡充に関する調査・研究や取組に対し、支援を行う。	○	○	◎	○	■	■	■	○	○	○	
⑮-5	文化財管理者支援制度の検討	文化財の保存・活用に対する支援制度の創設について検討する。	△	◎	○	△	■			○			
⑮-6	文化財活用バンク制度の検討	文化財所有者・管理者と利用したい団体等をつなぐバンク制度について検討する。	△	◎	○	△	■			○			
⑮-7	民俗芸能や祭礼伝承者、保護団体への支援	無形の民俗文化財の保護団体等が行う公開及び保存継承事業に対して支援を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○			
⑮-8	★ 無形の民俗文化財の映像記録(後継者育成編)の作成	無形の民俗文化財の後継者育成用の映像記録を計画的に作成する。	○	◎	◎	○	■	■	■	○		○	
⑮-9	史跡の保存団体との連携	史跡の保存団体と連携して、史跡の維持管理活動を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○			
⑮-10	無形の民俗文化財の保護団体との連携	無形の民俗文化財の保護団体と連携して、無形の民俗文化財の保存継承活動を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○			
⑮-11	連携・協力団体の育成	文化財の活用や地域づくりを担う人材育成の研修やアドバイザーの派遣を行い、団体育成を行う。	◎	◎	○	○	■	■	■	○			

⑮-12	文化協会・アート協会事業への支援	歴史文化に関する文化芸術活動を行う団体に対し、支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○								
⑮-13	ヘリテージマネージャーとの連携	歴史的建造物の発見・調査・活用等について、ヘリテージマネージャーと連携する。	○	◎	○	△		■	■	○								
⑮-14	民間財団等の支援事業の活用	民間財団等の支援事業の情報を収集し、活用・情報提供を行う。	◎	◎	○	△	■	■	■									○
⑮-15	地元企業との連携	歴史文化に関する事業について、地元企業と連携する。	○	◎	◎	△		■	■									○
⑮-16	国県等の各種補助金・交付金等の活用	国県等の補助金の情報を収集し、活用、情報提供を行う。	△	◎	○	△	■	■	■									○
⑮-17	ノベルティグッズ等の企画・販売	歴史文化を活かしたノベルティグッズ等を企画販売し、普及啓発と合わせ独自財源を確保する。	○	◎	○	△	■	■	■									○
⑮-18	クラウドファンディングの検討	クラウドファンディングの活用について情報を収集し、検討・情報提供を行う。	○	◎	○	△		■										○

【方針3 - (3) 組織・体制の強化】

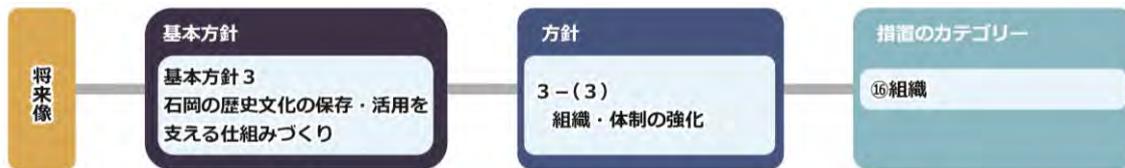


表 35 組織・体制の強化にかかる措置

	重点事業	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源								
				市民	行政	企業・団体	前期(3年)	中期(7年)	後期(10年)	市費	国・県補助	団体等費	その他					
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する																		
⑮組織																		
⑮-1		文化財専門職員の拡充	文化財の保存・活用を担う専門職員の計画的な雇用、拡充を図る。	△	◎	△	△	■	■	■	○							
⑮-2		文化財保護審議会の開催	文化財保護審議会を定例的に開催し、文化財の指定や保存・活用に関する事項の審議を行う。	△	◎	○	○	■	■	■	○							
⑮-3		文化財保存活用地域計画協議会の運営	地域計画の進行管理を行う協議会の運営を行う。	△	◎	○	○	■	■	■	○							
⑮-4		関係者が情報共有を行う場の設置	文化財の保存・活用に関わる関係者間の情報共有を行う場の設置を行う。	○	◎	○	○		■	■	○							
⑮-5		横断的な庁内組織の構築	歴史文化に関する部署を横断する庁内組織を構築する。	△	◎	△	△	■	■	■	○							

第6章 文化財の一体的・総合的な保存・活用

第1節 関連文化財群の設定

(1) 関連文化財群の設定目的

関連文化財群とは、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる」（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」令和5（2023）年3月、文化庁）（以下、「文化庁指針」という。）として設定するものです。

市内にある多様な文化財を、同じ歴史的背景や関連性に基づいて一つの群としてまとめ、その魅力を地域住民や来訪者にわかりやすく伝えることで、愛着や興味・関心をもってもらい、新たな発見にもつなげていきます。

(2) 関連文化財群の考え方

関連文化財群は、前項の考え方等を踏まえ、以下の点に留意して設定します。

- ・本市の歴史文化の特徴や物語性が広く、わかりやすく伝わる構成であること。
- ・市民が共感でき、歴史文化をいかしたまちづくり活動につながる構成であること。
- ・多くの人が石岡市を訪れてみようと思うアピールポイントがあること。
- ・リピーターが増えるよう、関連施設・分野と連携したイベント等も含め、多様な取組を続けられること。

(3) 関連文化財群

前項までの設定目的・考え方に基づき、本市の四つの歴史文化の特徴に対応する形で、以下の八つの関連文化財群を設定します。

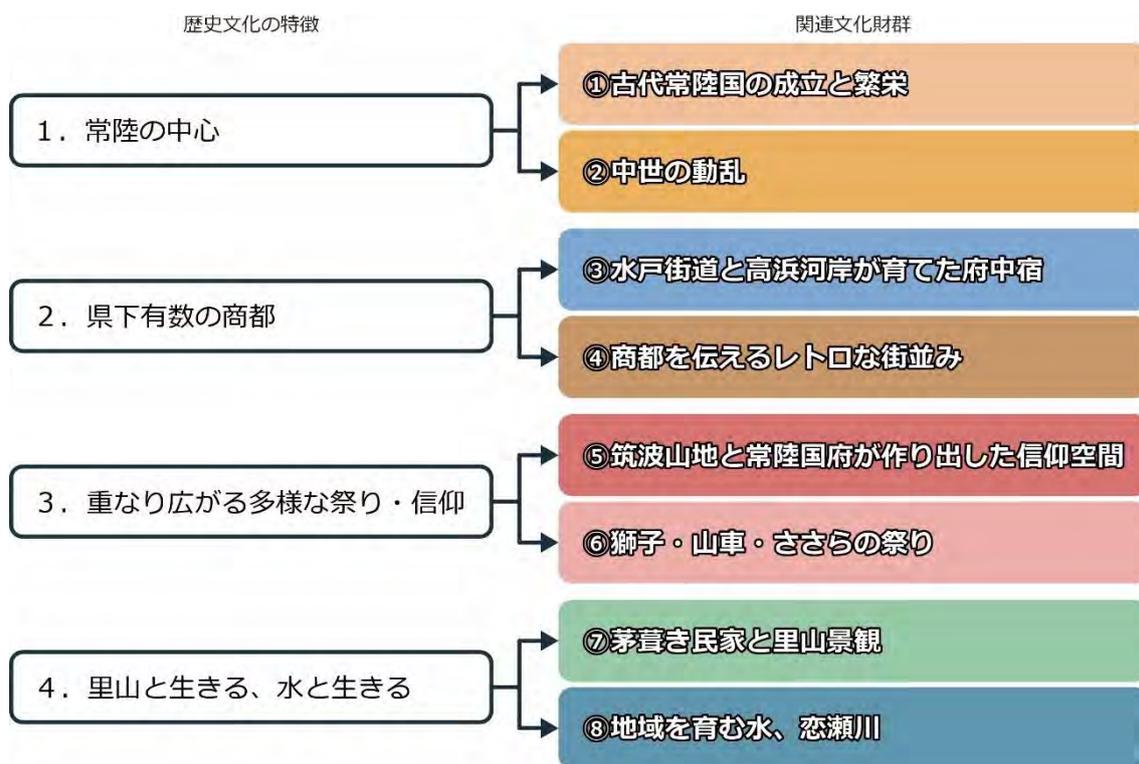


図 31 関連文化財群設定図

①古代常陸国の成立と繁栄

【概要】

市内には 404 か所もの埋蔵文化財包蔵地が存在し、有史以前からの人々の営みが見られます。中でも弥生時代後期になると集落の規模が大型化していく傾向が見られ、南関東をはじめとした他地域の土器が多く出土するようになります。他地域からの移住者によって、鉄器や青銅器、そして水田耕作がもたらされ、「農耕社会」へと進化を遂げたと考えられます。

「農耕社会」の発展は、「クニ」やそれを支配する首長の登場とつながります。古墳時代の幕開けです。恋瀬川上流域の柿岡地区には、県内最古級の古墳である丸山古墳をはじめ、長堀 2 号墳、長堀 6 号墳、佐自塚古墳が所在し、4 世紀代の古墳が集中する県内屈指の地域となっています。また、佐久上ノ内遺跡では、佐自塚古墳の被葬者のものと考えられる豪族居館が発見されています。

5 世紀になると、恋瀬川下流域の城南地区に舟塚山古墳が築造されます。墳丘長 186m で東日本第 2 位の規模を誇る大前方後円墳で、被葬者は霞ヶ浦一帯を支配した大首長と考えられます。

6 世紀には、舟塚山古墳の近くに府中愛宕山古墳が築造されるほか、柿岡地区には丸山 4 号墳や鹿（埴輪）が出土した西町古墳等が築造されます。

7 世紀になると、律令制国家の形成過程の中で前方後円墳の築造は終焉を迎え、市内でも鹿の子大塚山古墳のような円墳や、横穴式石室を持つ岩谷古墳、兜塚古墳、方墳の可能性が

ある茨城古墳等が築造されます。そして、「国・郡・郷（里）」が設けられる中で本市には国の役所（国府）が置かれ、常陸国府跡、常陸国分寺跡、常陸国分尼寺跡が確認されています。また郡名を冠した寺院、茨城廃寺跡も確認されているほか、郡の役所（郡家）には外城遺跡が推定されています。

そのほかにも国府に関連する遺跡が確認されています。市北部の有明地区の瓦塚窯跡は、国府や国分寺等に瓦を供給した全国最大級の窯跡です。瓦塚窯跡と国府・国分寺との間には地元で「瓦会街道」と呼ぶ古道があり、瓦を運搬した道といわれています。

府中地区の鹿の子遺跡は、武器を中心とした鉄製品を生産する国府付属の官営工房と考えられています。特に8世紀後半から9世紀前半に盛期を迎えることから、中央国家の東北経営（蝦夷戦争）との関わりが考えられています。また、「地下の正倉院」と報じられたほど多くの漆紙文書¹⁶⁾が出土しています。

このように「古代常陸国の成立と繁栄」は、古墳時代から奈良・平安時代にかけて常陸国が成立し、その拠点地域として繁栄していく過程を物語る関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	高浜神社本殿・拝殿 （附絵馬・2面）	城南	市指定
有形文化財（建造物）	常陸国総社宮本殿	国府	市指定
有形文化財（工芸品）	兜塚古墳調査記念碑	有明	市指定
有形文化財（考古資料）	巴形銅器	国府	県指定
有形文化財（考古資料）	丸山古墳出土遺物一括	柿岡	県指定
有形文化財（考古資料）	鹿（埴輪）	柿岡	県指定
有形文化財（考古資料）	舟塚山古墳群 17号墳出土 短甲・盾・直刀	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石 1号～7号	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	常陸国分僧寺跡出土古瓦	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	常陸国分尼寺跡出土古瓦	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	常陸国分尼寺跡出土墨書土器	国府	市指定
有形文化財（歴史資料）	鹿の子遺跡出土漆紙文書一括	柿岡	県指定

¹⁶⁾ 常陸国衛工房跡とされる鹿の子遺跡から出土した。公文書として使用されていた紙が漆の入れ物の蓋として再利用されたものである。

記念物（遺跡） 〈特別史跡〉	常陸国分寺跡	府中	国指定
記念物（遺跡） 〈特別史跡〉	常陸国分尼寺跡	府中	国指定
記念物（遺跡）	舟塚山古墳	城南	国指定
記念物（遺跡）	常陸国府跡	国府	国指定
記念物（遺跡）	瓦塚窯跡	有明	国指定
記念物（遺跡）	府中愛宕山古墳	城南	県指定
記念物（遺跡）	丸山古墳	柿岡	県指定
記念物（遺跡）	佐自塚古墳	有明	市指定
記念物（遺跡）	岩谷古墳	八郷南	市指定
記念物（遺跡）	鹿の子大塚山古墳	府中	市指定
記念物（遺跡）	茨城廃寺跡	国府	市指定
記念物（遺跡）	瓦会街道	有明ほか	未指定
記念物（遺跡）	高浜街道	城南ほか	未指定
記念物（遺跡）	青屋神社	国府	未指定
埋蔵文化財	佐久上ノ内遺跡	有明	埋文
埋蔵文化財	長堀2号墳	柿岡	埋文
埋蔵文化財	長堀6号墳	柿岡	埋文
埋蔵文化財	丸山4号墳	柿岡	埋文
埋蔵文化財	茨城古墳	国府	埋文
埋蔵文化財	外城遺跡	国府	埋文
埋蔵文化財	鹿の子遺跡	府中	埋文

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
石岡市立ふるさと歴史館	国府
常陸風土記の丘	国府

【構成文化財分布図】

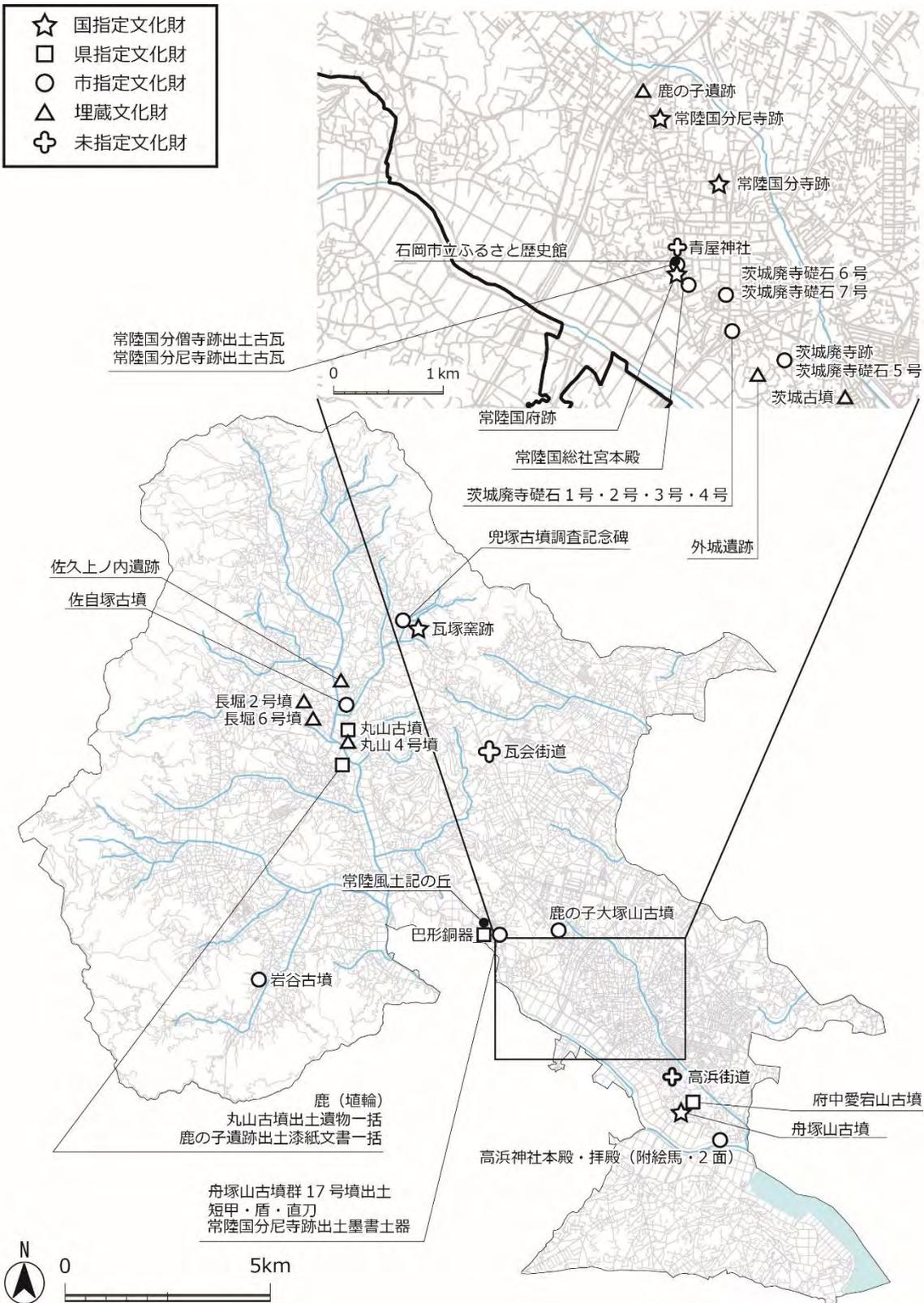


図 32 構成文化財分布図_①古代常陸国の成立と繁栄

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・史跡常陸国府跡や特別史跡常陸国分寺跡、市史跡茨城廃寺跡等の重要遺跡の発掘調査を随時行っていますが、まだ詳細が明らかでない遺跡が多く存在しています。
- ・整理ができていない発掘調査出土資料があります。
- ・文化財の収蔵施設が不足しているうえ、中心となる規模の展示施設がありません。
- ・整備されていない史跡が多く、見学者用の便益施設の設置も不十分で、活用や情報発信等が十分に進んでいません。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・重要遺跡の発掘調査を継続的かつ計画的に行い、文化財指定を進めます。
- ・発掘調査出土資料の整理を計画的に進め、発掘調査報告書の作成を行います。
- ・施設の再配置や改修等を進め、収蔵施設の規模拡充や文化財に適した環境の整備、中心となる規模の展示施設の整備を行います。
- ・史跡の保存活用計画の策定や公有地化を進めるとともに、周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニユーを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。

【措置】

表 36 関連文化財群①古代常陸国の成立と繁栄に関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源				
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他	
①古代常陸国の成立と繁栄			※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する											
①-2-1	詳細が明らかでない遺跡が多く存在している	文化財の詳細調査 舟塚山古墳群や外城遺跡等、詳細調査が必要な遺跡について、計画的に調査を行う。	○	◎	○	◎	■	■	■	○	○	○		
②-2-1	整理できていない発掘調査出土資料がある	鹿の子遺跡・漆紙文書の整理・調査 鹿の子遺跡出土の漆紙文書について、整理・調査を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○			
②-6-1		未報告資料の報告書作成 未報告の発掘調査資料について、整理・報告書作成を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○			
③-1-1	収蔵施設が不足している	文化財収蔵施設の拡充・整備 文化財管理センター・ふるさと歴史館の再配置等を進め、文化財収蔵施設の拡充・整備を行う。	△	◎	○	○	■	■	■	○	○			
③-2-1		文化財保存環境の整備 施設の改修等を行い、文化財に適した保存環境を整備する。	△	◎	○	○	■	■	■	○	○			
③-10-1	整備されていない史跡が多い	史跡保存活用計画の策定 史跡（舟塚山古墳・瓦塚遺跡等）の保存活用計画の策定を進める。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○			
③-11-1		史跡の公有地化 史跡（舟塚山古墳・常陸国分寺跡等）の指定地内の土地について、計画的に公有地化を進める。	○	◎	△	△	■	■	■	○	○			
③-13-1	詳細が明らかでない遺跡が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進 詳細調査を行った遺跡について、文化財指定に向けた検討・調査を行い、指定を推進する。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○			
⑦-1-1	中心となる規模の展示施設がない	常設展示施設の拡充 ふるさと歴史館・常陸風土記の丘等の再配置を進め、常設展示施設の拡充を行う。	△	◎	○	○	■	■	■	○	○			

⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅案 内人の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	○										
⑩-1-1	活用や情報発信が十分に進んでいない	文化財説明板の整備	構成文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○										
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	舟塚山古墳や常陸国分尼寺跡等に見学者用のトイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○										
⑩-3-1		公有地化した史跡の整備・活用	公有地化した史跡（舟塚山古墳・常陸国分寺跡・瓦塚窯跡等）の整備や活用を行う。	○	◎	○	△	■	■	○	○									
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	構成文化財の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	○										
⑩-5-1		史跡のVR・AR等の検討	常陸国府跡におけるVR・AR等、最新技術による史跡の活用方法を検討する。	○	◎	○	○	■	■	○	○									
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	常陸国分尼寺跡や舟塚山古墳のユニークベニューとしての活用を検討・推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	○	■	■	○	○	○	○							

②中世の動乱

【概要】

中世になると国府の地は「府中」と呼ばれました。霞ヶ浦を南に臨む地理的条件から政治・文化、そして経済の中心地として定期的に府中六斎市が開かれる等、府中は繁栄していきま

す。
治承4（1180）年、以仁王による平家打倒の令旨が発せられると、平家方に属し、常陸国で大きな力を保持していた佐竹氏を打倒するため、源頼朝は常陸国府に入りました。佐竹秀義の兄・義政は、頼朝の帰順勧告に従って国府へ向かう途中、園部川に架かる大矢橋で殺害されます。これは、本市における中世武家社会の幕開けを告げる事件です。なお、現在も大矢橋の西側には首塚と伝えられる塚が存在し、行里川には胴塚があったと伝えられています。

頼朝による佐竹氏打倒後、常陸平氏嫡流の地位を認められた馬場資幹及びその子孫は大掾氏を称し、在庁官人と結びつきながら府中を拠点に勢力を強めていきました。大掾氏は、南北朝の混乱した時代の中で、南朝方から北朝方へと転じ、足利氏との連携も取りながら勢力を保持していきます。しかしながら、戦国時代の緊迫した状況の中、大掾氏は佐竹氏の南進により次第に衰退していき、天正18（1590）年、滅亡することとなります。その面影は、大掾高幹とその子詮国の頃に築かれた府中城の土塁、三村城跡の遺構や平福寺の大掾氏墓所等、大掾氏ゆかりの文化財から見るすることができます。

佐竹氏と小田氏等有力氏族が攻防を繰り広げた八郷地域でも、小田氏が建てたとされる善光寺の楼門をはじめ、柿岡城址や片野城址等多くの遺構がその時代を物語っています。また、排禍ばやしをはじめとした多くの民俗芸能も戦乱のさなかに生まれたものであると考えられています。

有力氏族が入り乱れた動乱の時代は、数多くの遺構や寺社を残し、現在の街並みを作り上げる原型ともなりました。「中世の動乱」は、鎌倉時代から安土・桃山時代にかけて、そうした多くの氏族の盛衰を物語る関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	善光寺楼門	有明	国指定
有形文化財（建造物）	旧千手院山門	府中	市指定
有形文化財（工芸品）	漆皮軍配(伝太田道灌奉納)	国府	県指定
有形文化財（工芸品）	漆皮軍配(伝佐竹義宣奉納)	国府	県指定
有形文化財（美術工芸品）	太田資正墓所	柿岡	未指定
民俗文化財（無形）	排禍ばやし	柿岡	県指定
民俗文化財（無形）	柿岡荒宿「ささら舞」	柿岡	市指定
民俗文化財（無形）	柿岡館「獅子舞」	柿岡	市指定
民俗文化財（無形）	太々神楽(十二面神楽)	柿岡	市指定
民俗文化財（無形）	根小屋代々十二神楽	柿岡	市指定
記念物（遺跡）	常陸国府跡	国府	国指定
記念物（遺跡）	柿岡城址	柿岡	市指定
記念物（遺跡）	片野城址	柿岡	市指定
記念物（遺跡）	府中城の土塁	国府	市指定
記念物（遺跡）	常陸大掾氏墓所	国府	市指定
記念物（遺跡）	常陸府中藩主松平家墓所	国府	市指定
記念物（遺跡）	常陸国総社宮本殿	国府	市指定
記念物（遺跡）	佐竹義政の首塚	府中	未指定
記念物（遺跡）	青屋神社	国府	未指定
記念物（遺跡）	正一位青木稻荷神社	府中	未指定
記念物（遺跡）	愛宕神社	国府	未指定
記念物（遺跡）	金刀比羅神社	国府	未指定
記念物（遺跡）	北向観音堂	国府	未指定
記念物（遺跡）	鈴ノ宮稻荷神社	国府	未指定
記念物（遺跡）	清凉寺	国府	未指定
埋蔵文化財	観音寺遺跡	柿岡	埋文
埋蔵文化財	野田館跡	有明	埋文

地域の文化財 (伝説・昔話)	行里川に伝わる空桶	府中	未指定
-------------------	-----------	----	-----

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
石岡市立ふるさと歴史館	国府

【構成文化財分布図】

- ☆ 国指定文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財
- △ 埋蔵文化財
- ⊕ 未指定文化財

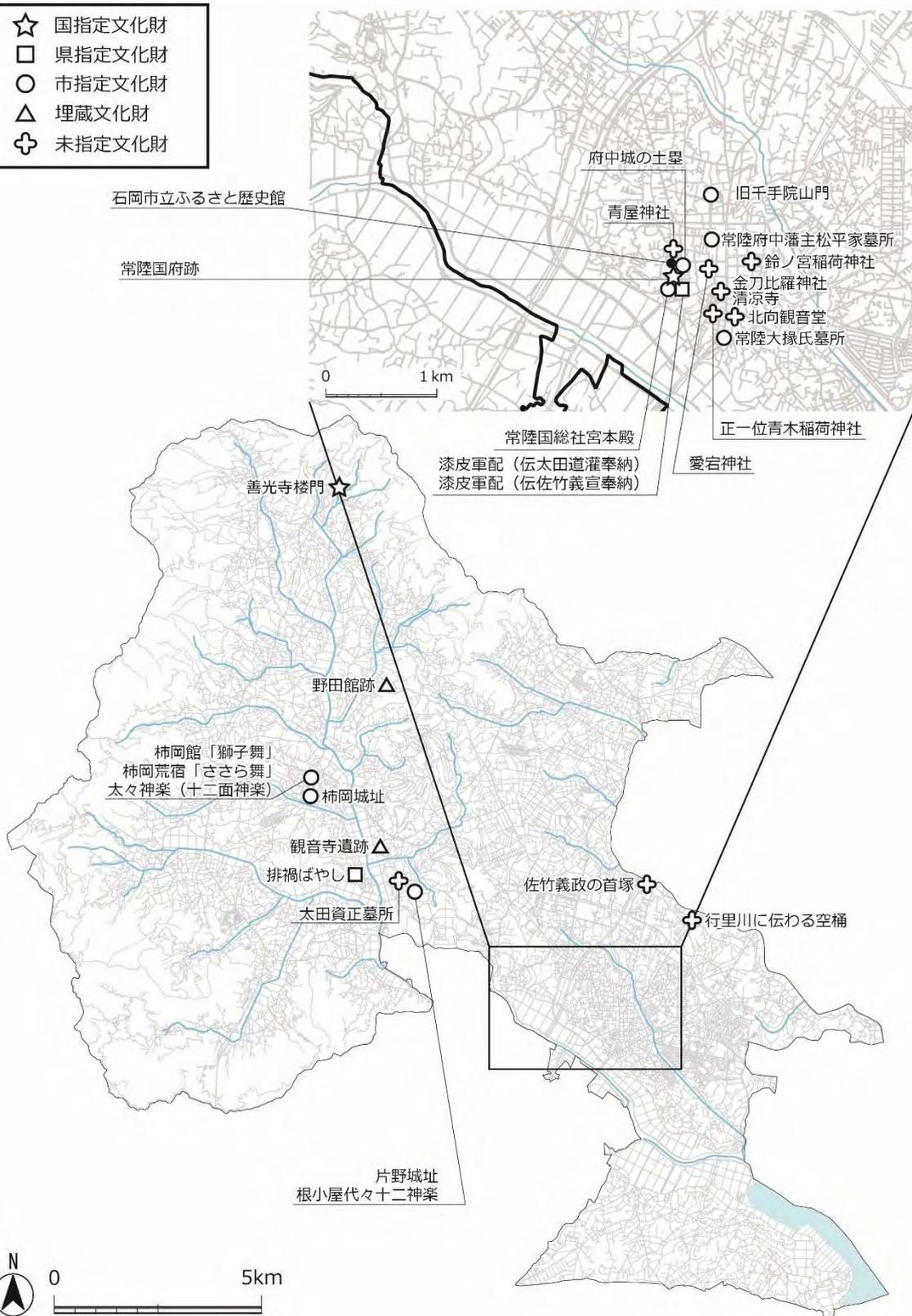


図 33 構成文化財分布図_②中世の動乱

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・未指定文化財のうち、個人や地域で所蔵する資料については、まだ把握されていないものや詳細が明らかでないものが多く存在しているうえ、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものがあります。
- ・史跡常陸国府跡等の重要遺跡の発掘調査を随時行っていますが、まだ詳細が明らかでない遺跡が多く存在しています。
- ・施設の再配置や改修等を進め、収蔵施設の規模拡充や文化財に適した環境の整備、中心となる規模の展示施設の整備を行います。
- ・整備されていない文化財が多く、見学者用の便益施設の設置も不十分で、活用や情報発信等が十分に進んでいません。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・個人や地域で所蔵する文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定を進めます。
- ・中世城館等の発掘調査を継続的かつ計画的に行い、文化財指定を進めます。
- ・施設の再配置や改修等を進め、文化財展示・収蔵施設の拡充や文化財に適した環境の整備を行います。
- ・文化財周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。

【措置】

表 37 関連文化財群②中世の動乱に関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源		
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費
②中世の動乱												
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する												
①-2-1	詳細が明らかでない遺跡が多く存在している	文化財の詳細調査	中世城館等、詳細調査が必要な遺跡について、計画的に調査を行う。	○	◎	○	◎	■	■	○	○	○
②-4-1	個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援	個人や地域で所蔵する民間所在資料について把握を進め、資料の保護に対し技術的支援を行う。	○	◎	○	○	■	■	○		
③-1-1	収蔵施設が不足している	文化財収蔵施設の拡充・整備	文化財管理センター・ふるさと歴史館の再配置等を進め、文化財収蔵施設の拡充・整備を行う。	△	◎	○	○	■	■	○		
③-2-1		文化財保存環境の整備	施設の改修等を行い、文化財に適した保存環境を整備する。	△	◎	○	○	■	■	○		
③-13-1	詳細が明らかでない遺跡が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進	詳細調査を行った遺跡について、文化財指定に向けた検討・調査を行い、指定を推進する。	○	◎	○	○	■	■	○		
⑦-1-1	中心となる規模の展示施設がない	常設展示施設の拡充	ふるさと歴史館・常陸風土記の丘等の再配置を進め、常設展示施設の拡充を行う。	△	◎	○	○	■	■	○	○	

⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅楽 内人の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	○				
⑩-1-1	活用や情報発信が十分に進んでいない	文化財説明板の整備	構成文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○				
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	構成文化財が集中する箇所に見学者用トイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○				
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	構成文化財の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	○				
⑩-5-1		史跡のVR・AR等の検討	常陸国府跡におけるVR・AR等、最新技術による史跡の活用方法を検討する。	○	◎	○	○	■	■	○	○			
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	常陸国総社宮等のユニークベニューとしての活用の推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	○	■	■	○	○	○	○	○

③水戸街道と高浜河岸が育てた府中宿

【概要】

天正 18 (1590) 年の大掾氏滅亡で焼かれた府中は、新たに支配者となった佐竹氏によって作り替えられ、中世の城郭都市から近世の庶民が暮らす町へと姿を変えました。現在の中心市街地の区画は佐竹氏の町立てを基礎としたものであり、道筋等に当時の様相を残しています。また、照光寺や清涼寺は戦火の後に佐竹氏によって再建・移転されており、中世から近世への大きな変化を伝えるものです。

府中宿の基礎を整備した佐竹氏ですが、慶長 7 (1602) 年に秋田へ国替えとなります。以降、元禄 13 (1700) 年の松平頼隆就封¹⁷⁾による常陸府中藩成立までは短期間での領主交代が続く変化の時期であり、府中城から府中陣屋への変更や町域の拡大等府中宿はさらに姿を変え、商人の町としての個性を確立していきます。

府中宿が地域における商業の中心となった重要な要素の一つは、江戸と水戸を繋ぐ「水戸街道」の経路変更です。具体的な年数はわかりませんが、寛永期には、経路変更と関連して府中宿の都市形成が行われました。現在の中心市街地の東側をかすめるように通っていた水戸街道が近世前期に府中宿を貫通するように変更されたことで、陸の道を通る人や物資が府中宿へと入るようになりました。かつての水戸街道をたどると、石岡の一里塚等往時の様相を伝える史跡や杉並等街道に因む地名に出会うことができます。もう一つの重要な要素が、霞ヶ浦水運のターミナル港である「高浜河岸」の存在です。高浜は近世以前から霞ヶ浦水運の津＝港でしたが、近世には年貢米の輸送等によって水運需要が大きくなったことでより発展します。そうして発展した高浜河岸には水の道を使い周辺村落から穀物等の物資が集まり、府中宿での商業活動を支える資源となりました。高浜河岸の様子は市内各地の古文書に記録されているほか、高浜神社の絵馬にも描かれています。

水戸街道と高浜河岸によって周辺地域から物資が集まる環境は、醸造業や穀物商を中心とした商業を発展させ、商人の町という府中宿の個性を作りました。特に醸造業は「村田宗右衛門」や「金子源兵衛」に代表される近江商人の進出等もあり石岡地域を代表する産業に成長し、現在でも本市の特産品の一つとなっています。

このように「水戸街道と高浜河岸が育てた府中宿」は近代には県下一の商都とまで称され

¹⁷⁾ 所領を受け継ぐこと。

ることになる商人の町・石岡の根幹を物語る関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	石岡の陣屋門	国府	県指定
有形文化財（建造物）	高浜神社本殿・拝殿 (附絵馬・2面)	城南	市指定
有形文化財（建造物）	府中誉主屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉長屋門	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉文庫蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉穀蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉仕込蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉釜場	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉春屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	丁子屋店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	青柳新兵衛商店	府中	未指定
有形文化財（建造物）	冷水酒造	国府	未指定
有形文化財（建造物）	廣瀬商店	城南	未指定
有形文化財（古文書）	府中雑記	国府	市指定
有形文化財（古文書）	常陸府中矢口平右衛門家 文書一括	国府	市指定
有形文化財（美術工芸品）	篠目家文書	城南	未指定
民俗文化財（無形）	醸造業（日本酒）	国府・城南	未指定
民俗文化財（無形）	醸造業（味噌）	柿岡・城南	未指定
民俗文化財（無形）	杉細工	城南	未指定
記念物（遺跡）	石岡の一里塚	府中	県指定
記念物（遺跡）	水戸街道	府中ほか	未指定
記念物（遺跡）	高浜街道	城南ほか	未指定
記念物（遺跡）	高浜河岸跡	城南	未指定
記念物（遺跡）	照光寺	国府	未指定
記念物（遺跡）	清凉寺	国府	未指定

記念物（名勝地）	霞ヶ浦	城南	未指定
----------	-----	----	-----

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
石岡市立ふるさと歴史館	国府
まち蔵藍	国府

【構成文化財分布図】

- 県指定文化財
- 市指定文化財
- ◎ 国登録有形文化財
- ⊕ 未指定文化財

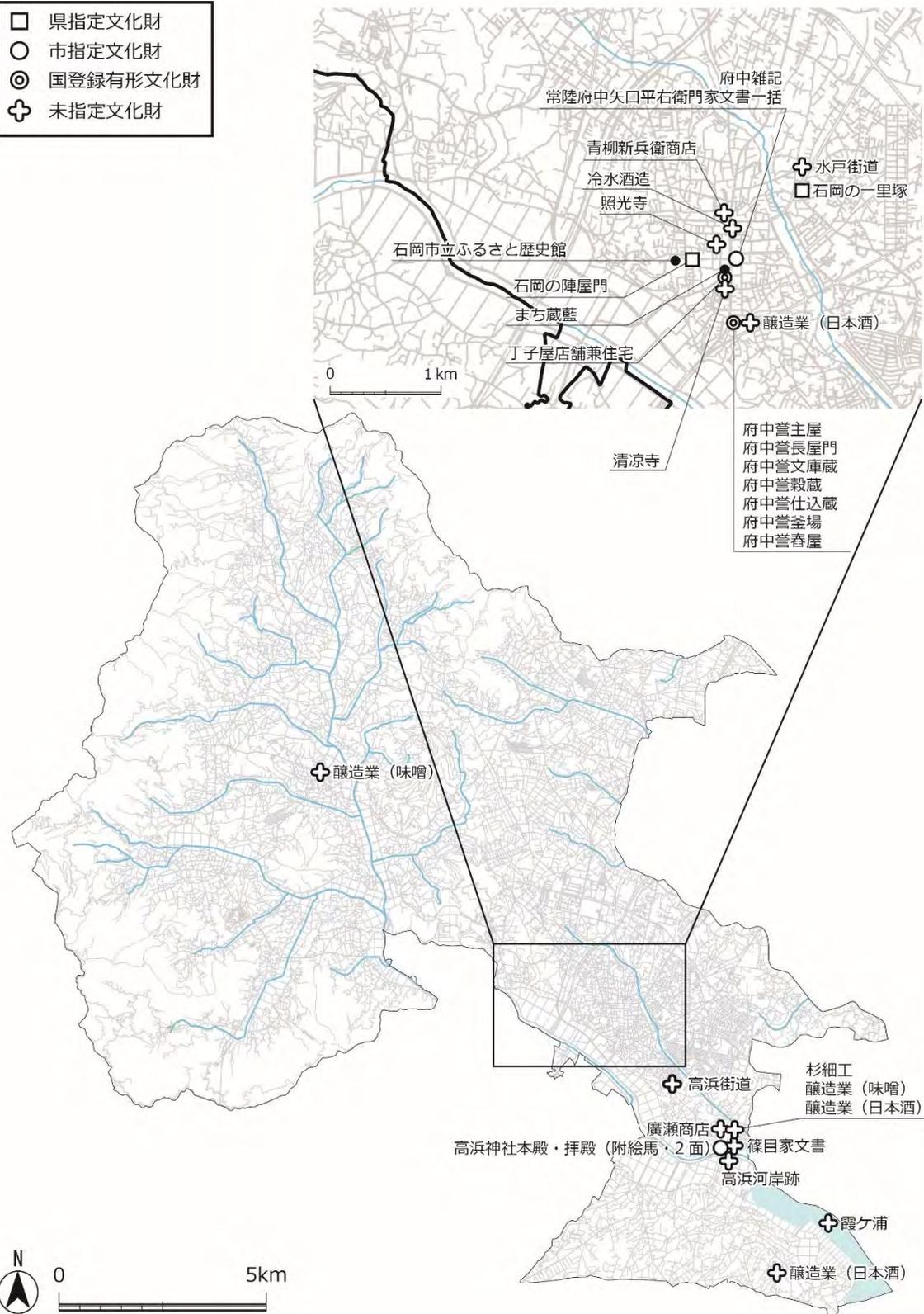


図 34 構成文化財分布図_③水戸街道と高浜河岸が育てた府中宿

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・未指定文化財のうち、個人や地域で所蔵する資料については、まだ把握されていないものや詳細が明らかでないものが多く存在しているうえ、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものがあります。
- ・文化財の収蔵施設が不足しているうえ、中心となる規模の展示施設がありません。
- ・整備されていない文化財が多く、見学者用の便益施設の設置も不十分で、活用や情報発信等が十分に進んでいません。
- ・歴史的建造物が多く残っていますが、老朽化や建て替え等に伴い、少しずつ失われています。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・個人や地域で所蔵する文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定を進めます。
- ・施設の再配置や改修等を進め、収蔵施設の規模拡充や文化財に適した環境の整備、中心となる規模の展示施設の整備を行います。
- ・文化財周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。
- ・「石岡市景観計画」、「石岡市街並み修景ガイドライン」に沿って、歴史的建造物や街並みの保存・活用を進めます。

【措置】

表 38 関連文化財群③水戸街道と高浜河岸が育てた府中宿に関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
③水戸街道と高浜河岸が育てた府中宿			※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する									
①-2-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	文化財の詳細調査	歴史的建造物等、詳細調査が必要な建造物等について、計画的に調査を行う。	○	◎	○	◎	■	■	○	○	○
②-4-1	個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援	個人や地域で所蔵する民間所在資料について把握を進め、資料の保護に対し技術的支援を行う。	○	◎	○	○	■	■	○		
③-1-1	収蔵施設が不足している	文化財収蔵施設の拡充・整備	文化財管理センター・ふるさと歴史館の再配置等を進め、文化財収蔵施設の拡充・整備を行う。	△	◎	○	○	■	■	○		
③-2-1		文化財保存環境の整備	施設の改修等を行い、文化財に適した保存環境を整備する。	△	◎	○	○	■	■	○		
③-13-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進	詳細調査を行った歴史的建造物等について、文化財指定に向けた検討・調査を行い、指定を推進する。	○	◎	○	○	■	■	○		
⑥-1-1	歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的景観の調査	歴史的建造物の実測調査や活用に関する調査・研究を行う。	○	◎	○	◎	■	■	○		○
⑦-1-1	中心となる規模の展示施設がない	常設展示施設の拡充	ふるさと歴史館・常陸風土記の丘等の再配置を進め、常設展示施設の拡充を行う。	△	◎	○	○	■	■	○	○	

⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅業 内人の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○								
⑩-1-1	活用や情報発信が十分に進んでいない	文化財説明板の整備	構成文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	■	○								
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	構成文化財が集中する箇所に見学者用トイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	■	○								
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	構成文化財の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	■	○								
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	神社・寺院や歴史的建造物のユニークベニューとしての活用の検討・推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	○	■	■	■	○	○	○	○	○				
⑪-1-1	歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的建造物の活用	丁子屋（まち蔵藍）等の歴史的建造物の保存を図り、見学や使用が可能な施設として活用する。	◎	◎	◎	◎	■	■	■	○	○	○	○					
⑪-2-1		住民参加型まちづくりファンド支援事業	歴史的建造物の修理及び非歴史的建造物の歴史的建造物と調和した修景へ補助を行う。	◎	◎	○	○	■	■	■	○	○	○	○					

④商都を伝えるレトロな街並み

【概要】

近世に商人の町としての個性を確立した府中宿は、近代に入り石岡町へと変わります。石岡の商業は近世の勢いそのままに発展を続け、明治17（1884）年の『茨城県勸業年報』には「新治郡石岡町ハ県内一大市場ニシテ商業最モ活発資本最モ殷富ナルノ地ナリ」と書かれるほどの最盛期を迎えます。県下有数の商都となった石岡の商人たちは、公共インフラや鉄道事業、農地拡大等多様な分野でまちづくりをけん引しました。そうした活動は、関川地区の八木の干拓や、現在は路線バス専用道路として活用されている鹿島鉄道跡地等本市の各地に残り、現代の生活を支えています。

現代まで残る石岡ならではのものとしては、旧水戸街道を中心に看板建築等のレトロな商家建築が多く残る街並みが挙げられます。街道沿いに店舗が軒を連ねる景観の原型は、近世に水戸街道が府中宿を貫通する道筋に変わり、街道を中心とした商業地域が発展したことによってできました。現在のような看板建築と商家建築が混在する街並みに変わるきっかけは、当時の市街地の4分の1を焼失させた昭和4（1929）年の「石岡の大火」です。そこからの復興の際に、洋風意匠を取り入れた看板建築形式の店舗と伝統的な意匠を用いる店舗という二つの方向に分かれ、現在に残る特徴的な景観が作り出されました。看板建築は木造建物の正面を垂直に立ち上げモルタルや銅板等で装飾を施すもので、在来の技術や技能を組み合わせ上げて仕上げた日本独自の店舗建築です。本市では「十七屋履物店」や「久松商店」、「すがや化粧品店」等が国登録文化財となっています。また、伝統的な意匠で復興された店舗であっても、国登録文化財である「福島屋砂糖店」は外壁にモルタルが用いられている等、火災の経験によって独自の工夫がなされています。

このように「商都を伝えるレトロな街並み」は、商都として発展した歴史的背景や災害史、日本独自の店舗建築等、近世から近代にかけての石岡の特徴を物語る関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	きそば東京庵店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	福島屋砂糖店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	丁子屋店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	森戸文四郎商店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	大和田家貸店舗（喫茶店四季）	国府	国登録
有形文化財（建造物）	十七屋履物店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	平松理容店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	久松商店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	すがや化粧品店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	栗山呉服店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉主屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉長屋門	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉文庫蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉穀蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉仕込蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉釜場	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉春屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	青柳新兵衛商店	府中	未指定
有形文化財（建造物）	冷水酒造	国府	未指定
有形文化財（建造物）	土屋左官	国府	未指定
有形文化財（建造物）	旧鹿島参宮鉄道本社	国府	未指定
有形文化財（建造物）	Bistro KURA	国府	未指定
記念物（遺跡）	石岡の一里塚	府中	県指定
記念物（遺跡）	水戸街道	府中ほか	未指定
記念物（遺跡）	八木の干拓	城南	未指定
記念物（遺跡）	鹿島鉄道跡地	石岡ほか	未指定
文化的景観	中町商店街看板建築群	国府	未指定

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
石岡市立ふるさと歴史館	国府
まち蔵藍	国府
国府公園	国府

【構成文化財分布図】

- 県指定文化財
- ◎ 国登録有形文化財
- ⊕ 未指定文化財

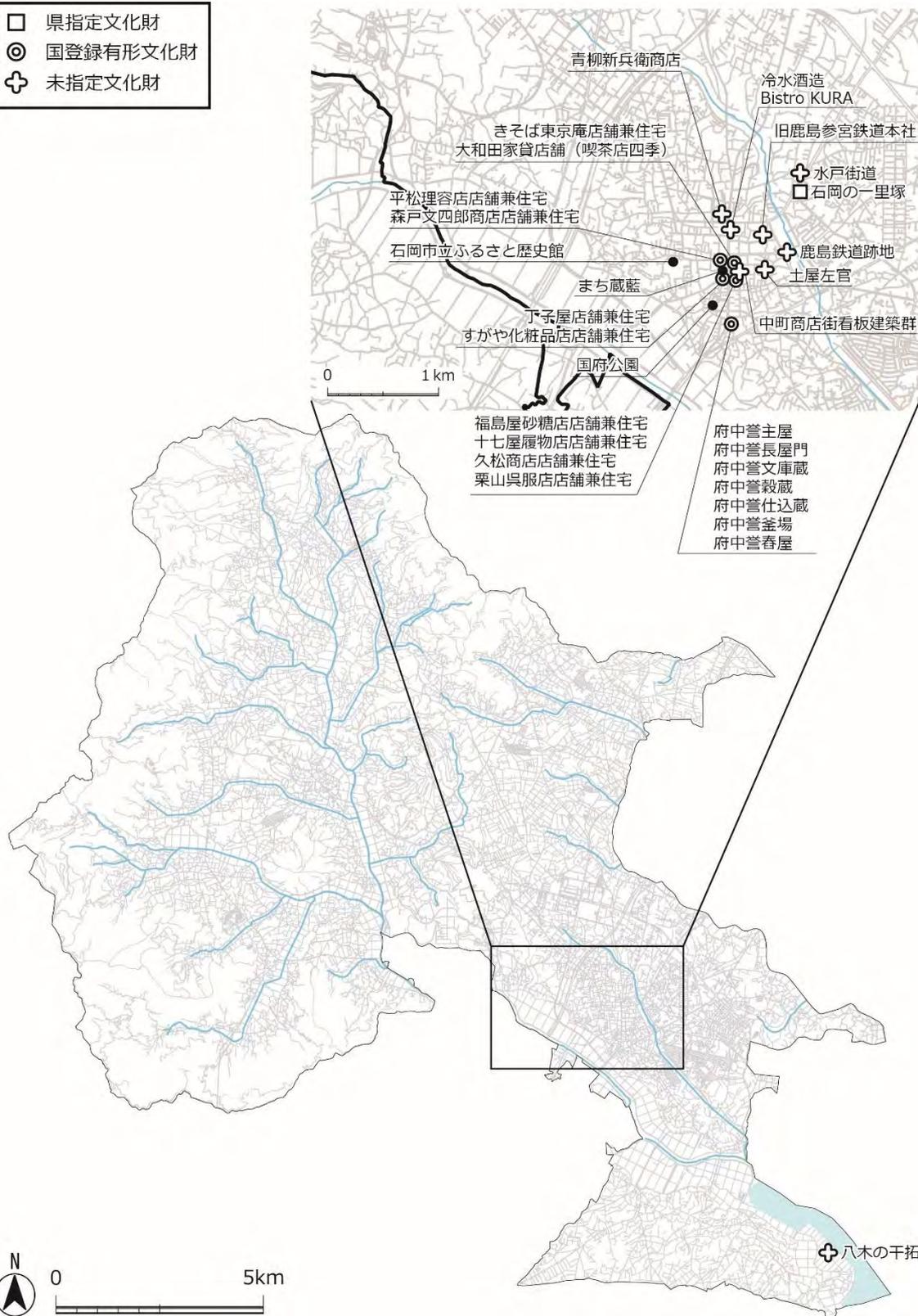


図 35 構成文化財分布図_④商都を伝えるレトロな街並み

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・未指定文化財のうち、個人や地域で所蔵する資料については、まだ把握されていないものや詳細が明らかでないものが多く存在しているうえ、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものがあります。
- ・中心となる規模の展示施設がありません。
- ・整備されていない文化財が多く、見学者用の便益施設の設置も不十分で、活用や情報発信等が十分に進んでいません。
- ・看板建築等の歴史的建造物が多く残っていますが、老朽化や建て替え等に伴い、少しずつ失われています。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・未指定文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定や登録、景観重要建造物への登録等を進めます。
- ・施設の再配置や改修等を進め、中心となる規模の展示施設の整備を行います。
- ・文化財周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。
- ・「石岡市景観計画」、「石岡市街並み修景ガイドライン」に沿って、歴史的建造物や街並みの保存・活用を進めます。

【措置】

表 39 関連文化財群④商都を伝えるレトロな街並みに関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
④商都を伝えるレトロな町並み			※○：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する									
①-2-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	文化財の詳細調査	○	◎	○	◎	■	■	○	○	○	
②-4-1	個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援	○	◎	○	○	■	■	○			
③-13-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進	○	◎	○	○	■	■	○			
⑥-1-1	看板建築等の歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的景観の調査	○	◎	○	◎	■	■	○		○	
⑦-1-1	中心となる規模の展示施設がない	常設展示施設の拡充	△	◎	○	○	■	■	○	○		

⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅案内の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	○										
⑩-1-1	活用や情報発信が十分に進んでいない	文化財説明板の整備	構成文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○										
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	構成文化財が集中する箇所に見学者用トイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○										
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	登録文化財や景観重要建造物の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	○										
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	神社・寺院や歴史的建造物のユニークベニューとしての活用の検討・推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪-1-1	看板建築等の歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的建造物の活用	丁子屋（まち蔵）等の歴史的建造物の保存を図り、見学や使用が可能な施設として活用する。	◎	◎	◎	◎	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪-2-1		住民参加型まちづくりファンド支援事業	歴史的建造物の修理及び非歴史的建造物の歴史的建造物と調和した修景へ補助を行う。	◎	◎	○	○	■	■	○										

⑤筑波山地と常陸国府が作り出した信仰空間

【概要】

本市における信仰文化は、「筑波山地」と「常陸国府」という二つの要因が存在し、それぞれで信仰を確立しつつ、時に互いが影響し合い展開していくという特徴があります。また、信仰のあり方についても、「常陸国府」に依る国家宗教を基盤としながら、時間とともに民衆信仰へと変化するという二つの体制によって展開していく特徴があります。

筑波山地は、古くは『常陸国風土記』にも記述されている筑波山を代表に、加波山や足尾山といった霊山として信仰を集める山々で形成されています。代表的な寺院としては、懸造^{かへづくり}¹⁸⁾の技法で建てられた本堂から「関東の清水寺」といわれる西光院や、「筑波四面薬師」に数えられる菖蒲沢薬師堂があります。現存はしていませんが、十三塚北面薬師跡（山寺跡）も筑波四面薬師の一つと伝えられています。これらはいずれも法相宗の高僧、徳一に所縁の文化財と伝えられています。神社では村上・染谷の両地区に一社ずつ鎮座し、天候に関する信仰を集めた佐志能神社等があります。また、七三七座の霊場を持つと伝わる加波山や八百座以上の霊場が存在すると伝わる足尾山等は修験の山であり、神道と仏教が混ざり合う巨大な信仰空間を形成しています。

一方で、常陸国府には常陸の中心として常陸国分寺や常陸国分尼寺等、国家仏教上の重要施設が設置されたほか、茨城郡の郡寺である茨城廃寺が本市内に置かれました。これらの古代寺院の多くは史跡として地下に眠っていますが、国分寺は形を変え現代に法灯を繋いでいます。神社では国衙との強い関連性を持つ常陸国総社宮、その創建に国衙の祭祀が関係すると伝わる青屋神社や高浜神社等があります。これらは国家宗教の元で始まり、時とともに民衆による信仰の対象へと変化しており、常陸国府という空間だからこそ展開した信仰文化です。

さらに、筑波山地と常陸国府を結ぶ寺社もみることができます。石岡小学校の北方に立地する東耀寺は徳一による創建伝説が残っています。徳一というキーワードの下、筑波山地を

¹⁸⁾ 山や崖等の傾斜地に、長い柱で床下を固定してその上に張出すように建物を建てる建築様式のこと。

拠点に常陸国府へ布教した可能性や、遠国から常陸国府を目印に移動し一時拠点としつつ霊山として有名な筑波山への進出を計った可能性が考えられます。また、親鸞の布教に関する伝承地等が、本市北端の板敷山に位置する伝弁円護摩壇跡や大覚寺、常陸国府域の本浄寺、高浜の爪書阿弥陀堂等、本市を縦断するように存在します。筑波山地と常陸国府でそれぞれ展開していた信仰が、外的要因によって新たな宗教文化として展開していく様子が読み取れます。

このように「筑波山地と常陸国府が作り出した信仰空間」は、石岡ならではの二つの要因が作り上げ展開していく信仰文化を物語る関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	西光院本堂	柿岡	県指定
有形文化財（建造物）	高浜神社本殿・拝殿 （附絵馬・2面）	城南	市指定
有形文化財（建造物）	常陸国総社宮本殿	国府	市指定
有形文化財（彫刻）	木造立木観音菩薩像	柿岡	県指定
有形文化財（彫刻）	薬師如来坐像	八郷南	市指定
有形文化財（彫刻）	仁王像	八郷南	市指定
有形文化財（彫刻）	常陸国総社宮隨身像 （左大臣・右大臣）	国府	市指定
有形文化財（工芸品）	峰寺の梵鐘	柿岡	市指定
有形文化財（工芸品）	筑波山碑	八郷南	市指定
有形文化財（工芸品）	あしを道道標	柿岡	市指定
有形文化財（古文書）	常陸総社文書	国府	県指定
有形文化財（古文書）	税所文書	国府	県指定
民俗文化財（無形）	真家みたまおどり	園部	県指定
民俗文化財（無形）	筑波講	市内	未指定
民俗文化財（無形）	加波山講	市内	未指定
記念物（遺跡） 〈特別史跡〉	常陸国分寺跡	府中	国指定

記念物（遺跡） 〈特別史跡〉	常陸国分尼寺跡	府中	国指定
記念物（遺跡）	茨城廃寺跡	国府	市指定
記念物（遺跡）	菖蒲沢薬師堂	八郷南	未指定
記念物（遺跡）	菖蒲沢薬師古道	八郷南	未指定
記念物（遺跡）	十三塚北面薬師跡 （山寺跡）	八郷南	未指定
記念物（遺跡）	薬王院	八郷南	未指定
記念物（遺跡）	村上佐志能神社	府中	未指定
記念物（遺跡）	染谷佐志能神社	府中	未指定
記念物（遺跡）	加波山神社	有明	未指定
記念物（遺跡）	足尾神社	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	足尾道	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	青屋神社	国府	未指定
記念物（遺跡）	東耀寺	国府	未指定
記念物（遺跡）	伝山伏弁円「懺悔の地」碑	有明	未指定
記念物（遺跡）	伝弁円護摩壇跡	有明	未指定
記念物（遺跡）	大覚寺	有明	未指定
記念物（遺跡）	如来寺	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	明圓寺	園部	未指定
記念物（遺跡）	本浄寺	国府	未指定
記念物（遺跡）	爪書阿弥陀堂	城南	未指定
記念物（名勝地）	筑波山	八郷南ほか	未指定
記念物（名勝地）	加波山	有明ほか	未指定
記念物（名勝地）	足尾山	柿岡ほか	未指定
記念物（名勝地）	竜神山	府中ほか	未指定
地域の文化財 （伝説・昔話）	袈裟掛名号	国府	未指定
地域の文化財 （伝説・昔話）	爪書き阿弥陀	城南	未指定

地域の文化財 (伝説・昔話)	板敷山の蛇塚	有明	未指定
-------------------	--------	----	-----

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
常陸風土記の丘	国府
石岡市立ふるさと歴史館	国府

【構成文化財分布図】

- ☆ 国指定文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財
- ⊕ 未指定文化財

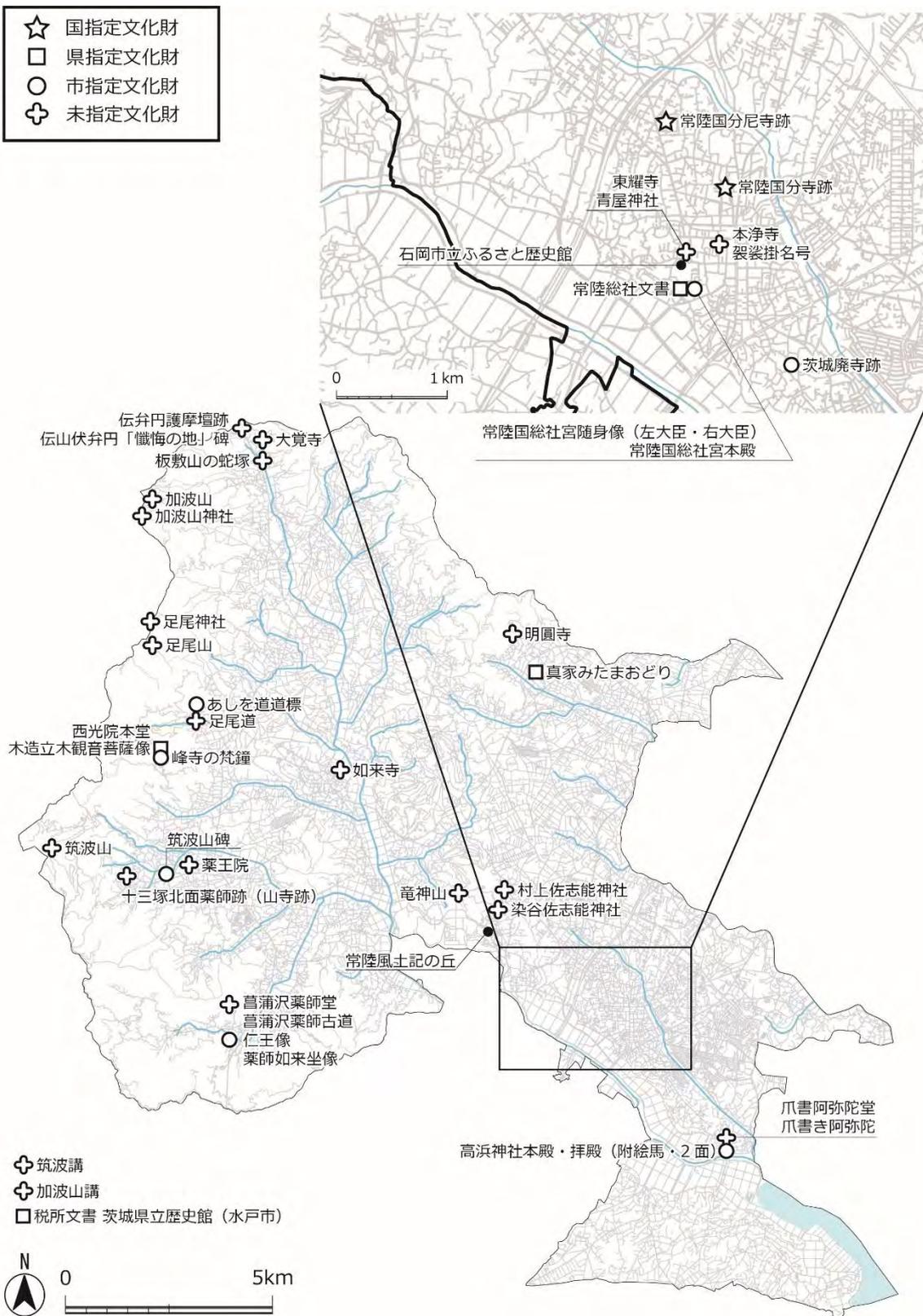


図 36 構成文化財分布図_⑤筑波山地と常陸国府が作り出した信仰空間

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・未指定文化財のうち、個人や地域で所蔵する資料については、まだ把握されていないものや詳細が明らかでないものが多く存在しているうえ、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものがあります。
- ・中心となる規模の展示施設がありません。
- ・整備されていない文化財が多く、見学者用の便益施設の設置も不十分で、活用や情報発信等が十分に進んでいません。
- ・地域人口の減少により存続が難しくなりつつある行事が増えていて、無形の民俗文化財の継承が課題となっています。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・未指定文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定や登録、景観重要建造物への登録等を進めます。
- ・施設の再配置や改修等を進め、中心となる規模の展示施設の整備を行います。
- ・文化財周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。
- ・継続が難しくなっている祭礼や行事の記録調査、継続のための支援を進めます。

【措置】

表 40 関連文化財群⑤筑波山地と常陸国府が作り出した信仰空間に関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
⑤筑波山地と常陸国府が作り出した信仰空間			※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する									
①-2-1	個人・地域で実施している行事について詳細の明らかでないものが多い	文化財の詳細調査 個人や地域で実施している行事で詳細調査が必要なものについて、計画的に調査を行う。	○	◎	○	◎	■	■	○	○	○	
②-4-1	個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援 個人や地域で所蔵する民間所在資料について把握を進め、資料の保護に対し技術的支援を行う。	○	◎	○	○	■	■	○			
③-12-1	存続が難しくなりつつある行事が増えている	無形の民俗文化財の映像記録作成等 無形の民俗文化財の映像等による記録を計画的に作成する。	○	◎	◎	○	■	■	○		○	
③-13-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進 詳細調査を行った行事等について、文化財指定に向けた検討・調査を行い、指定を推進する。	○	◎	○	○	■	■	○			
⑦-1-1	中心となる規模の展示施設がない	常設展示施設の拡充 ふるさと歴史館・常陸風土記の丘等の再配置を進め、常設展示施設の拡充を行う。	△	◎	○	○	■	■	○	○		

⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅案内の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	○									
⑩-1-1	活用や情報発信が十分に進んでいない	文化財説明板の整備	構成文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○									
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	構成文化財が集中する箇所に見学者用トイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○									
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	構成文化財の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	○									
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	神社・寺院や歴史的建造物のユニークベニューとしての活用の検討・推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑮-7-1		存続が難しくなりつつある行事が増えている	民俗芸能や祭礼伝承者、保護団体への支援	無形の民俗文化財の保護団体等が行う公開及び保存継承事業に対して支援を行う。	○	◎	○	△	■	■	○								

⑥獅子・山車・ささらの祭り

【概要】

「石岡のおまつり」として親しまれている常陸国総社宮例大祭は、約50万人の参拝客や観光客が訪れる市内最大のお祭りです。そのルーツは、江戸時代の府中で行われていた祇園祭や愛宕祭に遡ります。現在では、富田のささらや土橋の獅子、仲之内の獅子にその名残を見ることができます。これらは現在、神輿渡御の露払いを務めています。近世・近代における府中の町の経済的発展を背景に祭礼は華やかなものとなり、「江戸型山車」を改造した「石岡型」の山車、獅子頭の後ろに車輪付きの「獅子小屋（屋台）」がつく「幌獅子」が生み出されました。市の発展・拡大とともに、参加町内や出し物が増え、今では30台以上の幌獅子、10台以上の山車が巡行します。

また、柿岡の祇園祭り（八坂神社祇園祭り）では、荒宿のささら、館の獅子、からくり人形、「石岡型」の山車が巡行します。祭りの先陣を務める館の獅子、荒宿のささらは、石岡の土橋・仲之内の獅子、富田のささらとの関連性が窺えます。また、柿岡のからくり人形は、県内唯一のからくり人形屋台であり、石岡地区では途絶えてしまった「屋台」が現在まで伝わっています。

「幌獅子」が巡行する市内のお祭りとしてはそのほかに、三村の須賀神社祭礼、高浜神社青屋祭り、中津川の素鷲神社祭礼等があります。須賀神社祭礼は、「三村の大祇園」といわれ、かつてはささら、みろく、屋台、神楽等も披露されました。現在でも盛大な神輿担ぎ・神輿揉みが残っています。富田のささらが途絶えた際には、柿岡荒宿、そして三村からの教えにより復活したといわれていて、そのお祭りは「石岡のおまつり」に引き継がれているともいえます。

「石岡型」の山車が巡行する市内のお祭りとしてはそのほかに、東大橋の香取神社祭礼、若宮八幡神社例大祭、金刀比羅神社大祭等があります。いずれも常陸国総社宮例大祭で巡行している、あるいはしていた山車が巡行し、そのお祭りの重なり・広がりを見ることができます。

このように「獅子・山車・ささらの祭り」は、町の発展と交流の歴史、そしてそれを受け継いでいる人々の想いを物語る関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	高浜神社本殿・拝殿 （附絵馬・2面）	城南	市指定
有形文化財（建造物）	常陸国総社宮本殿	国府	市指定
有形文化財（建造物）	若宮八幡神社本殿	国府	市指定
有形文化財（彫刻）	常陸国総社宮隨身像 （左大臣・右大臣）	国府	市指定
有形文化財（古文書）	常陸府中矢口平右衛門家 文書一括	国府	市指定
民俗文化財（有形）	土橋町の獅子頭	国府	県指定
民俗文化財（有形）	富田のささら （若獅子・女獅子・老獅子）	国府	市指定
民俗文化財（有形）	金丸町の山車人形 「辨財天」1体 （附金丸町の山車飾り一式）	国府	市指定
民俗文化財（有形）	仲之内町の獅子頭	国府	市指定
民俗文化財（有形）	中町の山車人形「日本武尊」 1体	国府	市指定
民俗文化財（有形）	金丸町の山車	国府	市指定
民俗文化財（有形）	染谷十二座神楽 （猿田彦の面外26）	国府	市指定
民俗文化財（無形）	石岡ばやし	石岡	県指定
民俗文化財（無形）	富田のささら	国府	県指定
民俗文化財（無形）	排禍ばやし	柿岡	県指定
民俗文化財（無形）	柿岡のからくり人形	柿岡	県指定
民俗文化財（無形）	柿岡荒宿「ささら舞」	柿岡	市指定
民俗文化財（無形）	柿岡館「獅子舞」	柿岡	市指定
民俗文化財（無形）	高浜神社青屋祭り	城南	未指定
民俗文化財（無形）	須賀神社祭礼	城南	未指定

民俗文化財（無形）	素鷲神社祭礼	城南	未指定
民俗文化財（無形）	柿岡の祇園祭り (八坂神社祇園祭り)	柿岡	未指定
民俗文化財（無形）	常陸国総社宮祭礼の 獅子・山車・ささら行事	国府	市指定
民俗文化財（無形）	八幡神社祭礼	柿岡	未指定
民俗文化財（無形）	香取神社祭礼	石岡	未指定
民俗文化財（無形）	若宮八幡神社例大祭	国府	未指定
民俗文化財（無形）	金刀比羅神社大祭	国府	未指定
民俗文化財（無形）	三村囃子	城南	未指定
民俗文化財（無形）	染谷囃子	国府	未指定
民俗文化財（無形）	染谷十二座神楽	国府	未指定
記念物（遺跡）	八坂神社	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	八幡神社	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	須賀神社	城南	未指定
記念物（遺跡）	香取神社	石岡	未指定
記念物（遺跡）	金刀比羅神社	国府	未指定

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
石岡市立ふるさと歴史館	国府
まち蔵藍	国府
石岡市石岡駅西口市民文化伝承館	国府

【構成文化財分布図】

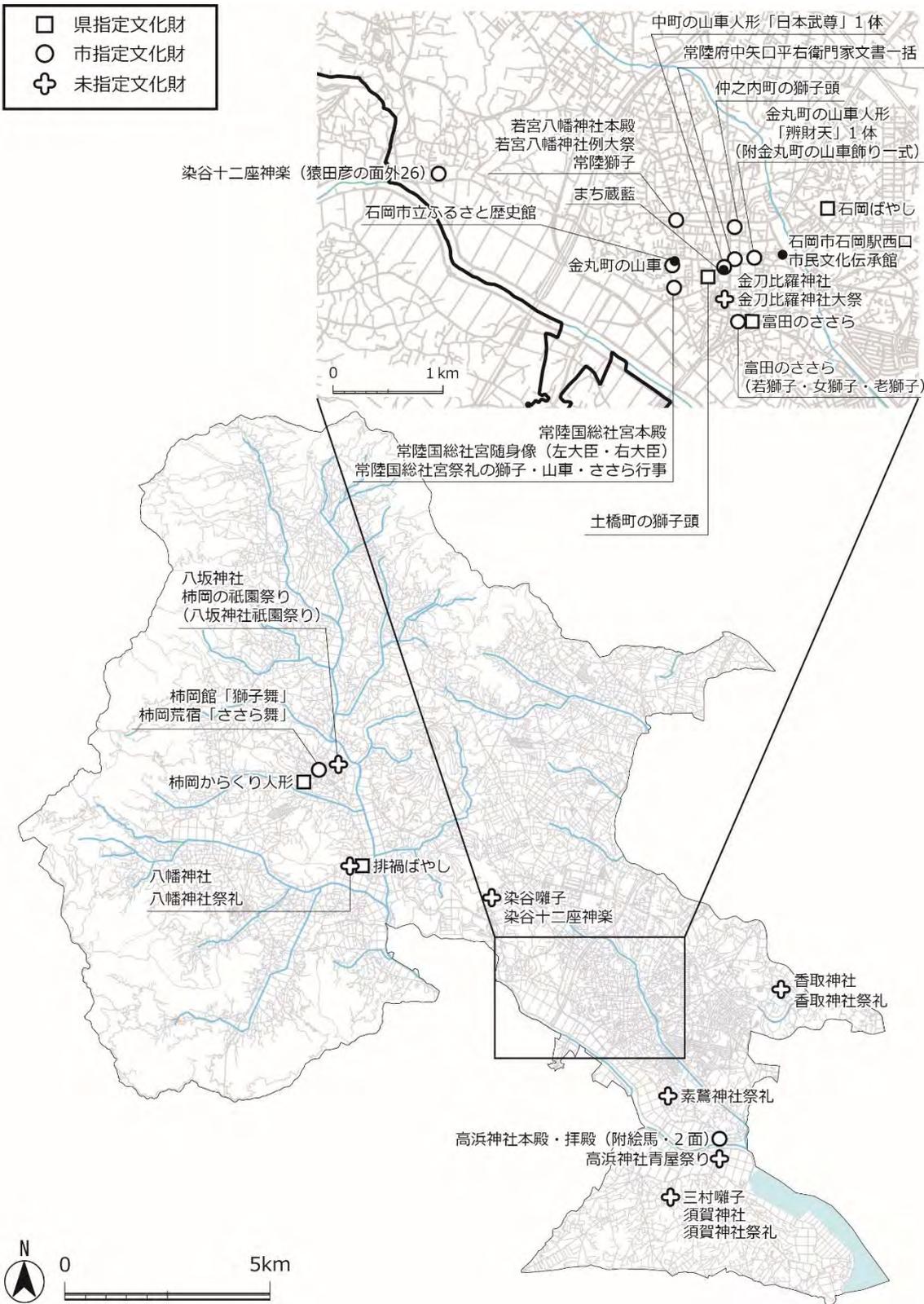


図 37 構成文化財分布図_⑥獅子・山車・ささらの祭り

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・各祭礼の詳細な調査や研究は行われていません。
- ・祭礼時以外に、祭礼や行事、芸能等を見学することができません。
- ・各祭礼の情報や魅力発信が不十分です。
- ・地域人口の減少により存続が難しくなりつつある祭礼や行事が増えていて、無形の民俗文化財の継承が課題となっています。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・各祭礼の調査・研究や記録作成を進めます。
- ・施設の再配置等を進め、祭礼や行事、芸能等に関する展示の拡充を行います。
- ・SNS等多様な媒体を活用し、情報発信を強化するとともに、各保護団体等と連携し、魅力発信を進めます。
- ・継続が難しくなっている祭礼や行事の記録調査、継続のための支援を進めます。

【措置】

表 41 関連文化財群⑥獅子・山車・ささらの祭りに関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体				事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	教育研究機関	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
⑥獅子・山車・ささらの祭り			※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する										
①-2-1	各祭礼の詳細な調査や研究が行われていない	文化財の詳細調査	各祭礼行事の調査・研究を計画的に行う。	○	◎	○	◎	■	■	■	○	○	○
⑦-1-1	祭礼時以外に見学することができない	常設展示施設の拡充	ふるさと歴史館・常陸風土記の丘等の再配置を進め、祭礼等に関する展示の拡充を行います。	△	◎	○	○	■	■	■	○	○	
⑧-2-1	各祭礼の情報や魅力発信が不十分	市報・HP・SNSでの発信	各祭礼について、多様な媒体を活用し、情報発信する。	○	◎	○	○	■	■	■	○		
⑧-5-1		市内おまつりの情報・動画の発信	各祭礼の情報・動画についてHP等で発信・公開する。	△	◎	◎	△	■	■	■	○		○
③-12-1	存続が難しくなりつつある行事が増えている	無形の民俗文化財の映像記録作成等	柿岡の祇園祭り等、無形の民俗文化財の映像等による記録を計画的に作成する。	○	◎	◎	○	■	■	■	○		○
⑮-7-1		民俗芸能や祭礼伝承者、保護団体への支援	無形の民俗文化財の保護団体等が行う公開及び保存継承事業に対して支援を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○		
⑮-8-1		無形の民俗文化財の映像記録（後継者育成編）の作成	柿岡の祇園祭り等、無形の民俗文化財の後継者育成用の映像記録を計画的に作成する。	○	◎	◎	○	■	■	■	○		○

⑦茅葺き民家と里山景観

【概要】

本市の北部から西部にかけての筑波山地では、温暖な気候の下、球状花崗岩や姫春蟬の生息地が確認される豊かな自然の中で、江戸東京という大消費地に近いという立地にも恵まれ、杉線香をはじめとした産業や、太田の棚田に代表される稲作、そして麦や大豆の二毛作といった生業により、安定した暮らしが営まれてきました。その象徴として、本市では多くの大きく立派な茅葺き民家が現存しています。

この地域での茅葺き民家は、寄棟造の直屋で平入りを基本とする等共通した特徴を持ちます。また、養蚕や葉タバコの作業場として納屋や乾燥小屋、里山の松林を利用した薪炭の貯蔵庫としての木小屋が建てられることも多く、格式の高い農家ではこれらに倉と長屋門が加わります。近代に入ると、さらに安定した農業経営により、近隣との付き合いや接客の場として書院座敷が生み出され、それが主屋とは別棟に離れとして整備されているのもこの地域の特徴です。

景観としては、八郷地域に代表されるような里山を背景に、山肌に沿う緩やかな傾斜地を利用したもの、平地部に大きく敷地をとり、屋敷林に囲われているもの、柿岡宿や小幡宿・上曾宿に代表される旧道沿いに残されたもの等が挙げられます。

また、大増のイグネ¹⁹⁾に代表される外周は、隣地との境界だけでなく、防火の役割も果たしており、昭和10(1935)年の大増の大火では、火元から燃え上がった炎が上昇気流に乗り、隣家へと飛び火して燃え広がったといわれていますが、モチノキが植えられたイグネはそれを防いだと伝えられています。

筑波山地での茅葺き屋根の特徴として、軒を深く出し、「トオシモノ」と呼ばれる古茅と新茅を交互に葺き、一層一層刈り込んだ軒付けや棟部分の高度に発達した竹簧巻^{たけすまき}に特徴があり、「筑波流」と呼ばれる技術の一端が広く確認できます。こうした竹簧巻の技術は、八郷地域にある大場家住宅等の茅葺き民家で確認できます。

このように、「茅葺き民家と里山景観」は、温暖な気候下、人々の生業や暮らしが綿々と続いていく中で、筑波流で葺かれた茅葺き屋根の見事さはもとより、それを支えてきた資源のよりどころである里山と一体となって作り出された里山景観を物語る関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	善光寺楼門	有明	国指定
有形文化財（建造物）	大場家住宅主屋	柿岡	国登録

¹⁹⁾ 防風、防雪、防火、食料や燃料としての利用を目的として住居の敷地を囲むように植えられた屋敷林のこと。

有形文化財（建造物）	坂入家住宅主屋	八郷南	国登録
有形文化財（建造物）	旧千手院山門	府中	市指定
有形文化財（建造物）	三輪晃土邸	柿岡	景観重要
有形文化財（建造物）	保科邸長屋門	有明	景観重要
有形文化財（建造物）	岡本家住宅	有明	景観重要
有形文化財（建造物）	鴻巣邸長屋門	八郷南	景観重要
有形文化財（建造物）	八郷・かや屋根みんなの家	有明	景観重要
有形文化財（建造物）	木崎邸	八郷南	景観重要
有形文化財（建造物）	岡野邸長屋門	柿岡	景観重要
有形文化財（建造物）	新田家住宅主屋	園部	景観重要
有形文化財（建造物）	Book Cafe えんじゅ	八郷南	未指定
有形文化財（建造物）	筑波大学 八郷・茅葺き研究拠点	柿岡	未指定
民俗文化財（有形）	線香水車	八郷南	未指定
民俗文化財（無形）	茅葺き（茅手）	国府	未指定
民俗文化財（無形）	竹矢（箆師）	八郷南	未指定
民俗文化財（無形）	杉線香	八郷南	未指定
記念物（遺跡）	佐久良東雄旧宅	柿岡	国指定
記念物（名勝地）	姫春蟬の生息地	八郷南	市指定
記念物（名勝地）	姫春蟬の生息地	有明	市指定
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	球状花崗岩	柿岡	県指定
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	佐久の大スギ	柿岡	県指定
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	須釜のイトヒバ	八郷南	市指定
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	中山のゴヨウマツ	八郷南	市指定
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	上青柳の大ヤマザクラ	八郷南	市指定

記念物 (動物、植物、地質鉱物)	川又のモチノキ	八郷南	未指定
文化的景観	八郷の棚田	八郷南ほか	未指定
文化的景観	八郷の里山景観	八郷南ほか	未指定
文化的景観	大増のイグネ	有明	未指定

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
常陸風土記の丘	国府
農村資料室	柿岡

【構成文化財分布図】

- ☆ 国指定文化財
 - 県指定文化財
 - 市指定文化財
 - ◎ 国登録有形文化財
 - ◇ 景観重要建造物
 - ⊕ 未指定文化財
- ※景観重要建造物と国登録有形文化財の指定を受けている文化財については、国登録有形文化財として記載



図 38 構成文化財分布図_⑦茅葺き民家と里山景観

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・未指定文化財のうち、個人や地域で所蔵する資料については、まだ把握されていないものや詳細が明らかでないものが多く存在しているうえ、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものがあります。
- ・茅葺き民家等の歴史的建造物が多く残っていますが、老朽化や建て替え等に伴い、少しずつ失われています。
- ・多くの文化財が存在していますが、整備や活用、見学者用の便益施設の設置が不十分です。
- ・茅葺き民家や里山景観、里山をいかした生業が良好に残っていますが、情報発信や活用が不十分です。
- ・地域人口の減少により存続が難しくなりつつある行事が増えていて、無形の民俗文化財の継承が課題となっています。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・未指定文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定や登録、景観重要建造物への登録等を進めていきます。
- ・「石岡市景観計画」に沿って歴史的建造物や里山景観の保存・活用を進めるとともに、茅葺き民家の保全・活用策の調査・研究を行います。
- ・周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。
- ・SNS等多様な媒体を活用し、情報発信を強化するとともに、NPO 法人等と連携し、里山の魅力発信・活用を進めます。
- ・継続が難しくなっている祭礼や行事の記録調査、継続のための支援を進めます。

【措置】

表 42 関連文化財群⑦茅葺き民家と里山景観に関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
<p>⑦茅葺き民家と里山景観</p> <p style="text-align: right;">※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する</p>												
①-2-1 詳細が明らかでない文化財が多く存在している	文化財の詳細調査	茅葺き民家等、詳細調査が必要な建造物等について、計画的に調査を行う。	○	◎	○	◎	■	■	■	○	○	○
②-4-1 個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援	個人や地域で所蔵する民間所在資料について把握を進め、資料の保護に対し技術的支援を行う。	○	◎	○	○	■	■	■	○		
③-7-1 茅葺き民家等の歴史的建造物が少しずつ失われている	市所有指定建造物の修理	市所有の茅葺き民家「筑波大学八郷・茅葺き研究拠点」の修理を行う。	△	◎	◎	○	■	■	■	○	○	

③-13-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進	詳細調査を行った茅葺き民家等について、文化財指定や景観重要建造物指定に向けた検討・調査を行い、指定を推進する。	○	◎	○	○	■	■	○											
③-14-1		国登録文化財検討・調査・登録推進	未指定文化財のうち特に重要なものについて、文化財登録に向けた検討・調査を行い、登録を推進する。	○	◎	○	○	■	■	○											
⑥-1-1	茅葺き民家等の歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的景観の調査	茅葺き民家等の実測調査や活用に関する調査・研究を行う。	○	◎	○	◎	■	■	○										○	
⑦-4-1	情報や魅力発信が不十分	体験学習講座の開催	里山をいかした生業を題材とした体験学習講座を開催する。	○	◎	○	○	■	■	○											
⑧-2-1		市報・HP・SNSでの発信	茅葺き民家や里山景観、里山をいかした生業等について、多様な媒体を活用し、情報発信する。	○	◎	○	○	■	■	○											
⑧-6-1		文化財映像・動画の発信	茅葺き民家や里山景観、里山をいかした生業等の情報・動画についてHP等で発信・公開する。	△	◎	◎	△	■	■	○											○
⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅案内人の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	○											
⑩-1-1	活用や情報発信が十分に進んでいない	文化財説明板の整備	構成文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○											
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	構成文化財が集中する箇所に見学者用トイレや駐車場の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○											
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	茅葺き民家等の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	○											
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	茅葺き民家等のユニークベニューとしての活用の検討・推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	◎	■	■	○	○	○	○								
⑪-1-1	看板建築等の歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的建造物の活用	筑波大学八郷・茅葺き研究拠点等の歴史的建造物の保存を図り、見学や使用が可能な施設として活用する。	◎	◎	◎	◎	■	■	○	○	○	○								
⑪-2-1		住民参加型まちづくりファンド支援事業	歴史的建造物の修理及び非歴史的建造物の歴史的建造物と調和した修景へ補助を行う。	◎	◎	○	○	■	■	○											○
⑮-1-1		文化財修理（所有者・管理者）への補助	指定文化財の修理に対し、補助を行う。	◎	◎	○	△	■	■	○	○										
⑮-2-1		茅葺き職人の育成	茅葺き職人や技術の継承、保全に関するコーディネート人材の育成を行う。	△	○	◎	○	■	■	○											○
⑮-3-1		茅葺き屋根の診断・修繕	茅葺き屋根の診断・修繕計画の策定、修繕を行う。	△	○	◎	○	■	■												○
⑮-4-1	茅場の維持・拡充	茅場の維持・拡充に関する調査・研究や取組に対し、支援を行う。	○	○	◎	○	■	■	○	○	○										
⑮-7-1	伝統が難しくなりつつある行事が増えている	民俗芸能や祭礼伝承者、保護団体への支援	無形の民俗文化財の保護団体等が行う公開及び保存継承事業に対して支援を行う。	○	◎	○	△	■	■	○											
⑮-8-1		無形の民俗文化財の映像記録（後継者育成編）の作成	柿岡の祇園祭り等、無形の民俗文化財の後継者育成用の映像記録を計画的に作成する。	○	◎	◎	○	■	■	○											○

⑧地域を育む水、恋瀬川

【概要】

石岡市域は、霞ヶ浦の高浜入（西浦）に面し、恋瀬川と園部川の流域となっています。中でも、加波山・吾国山に源を発し、八郷盆地を南に流れ高浜入に流入する恋瀬川は、その流域が石岡市域の大部分を占める一級河川です。『常陸国風土記』の茨城郡ばらきのこおりの条では、「郡より西南のかた近くに河間かわまあり。信筑しづくの川と謂う。源は筑波の山より出でて、西より東に流れ、郡の中を経歴へめぐりて、高浜の海に入る[以下略]」に記録される「シヅク川」は、現在の恋瀬川と支流の川又川に当たると考えられます。また、これに続く文では、高浜が四季折々風光明媚な地で、夏の夕涼みに近郷近在の人が集まっている様子が記録され、歌垣を思わせるような記述もあります。

筑波山塊から八郷盆地、常総台地、湖を繋ぐ恋瀬川は、遠くは利根川として海までつながっていて、生物の移動経路としても豊かな動植物相を育んできました。また、八郷盆地内では侵食に耐える変成岩分布域を通る部分で、谷幅を著しく狭める狭隘部となっています。その部分で下方侵食が進まず、上流に滞留した水が、比較的広い低湿地を形成してきました。

柿岡百目鬼、川又の二つの狭隘部の上流には稲作に適した低湿地が広がり、丸山古墳群、佐自塚古墳、長堀古墳群等の古墳時代前期の古墳から、いち早く開発が行われたことが推測されます。また、川又では狭隘部の上流にあった沢沼地が、中世片野城の外堀の役割を担っていました。

恋瀬川の流れは、舟運により流域の人・物の輸送を発達させました。米、大豆、用材、薪等の農林産物が恋瀬川を下り、西浦、利根川を通じて、遠くは江戸まで運ばれました。狭隘部の下流では川の流れが急激に弱まり蛇行することから、船がつけやすい柿岡高友や半田では河岸が発達しました。また、恋瀬川の出口の高浜は船をつけやすい浜があり、奈良時代から国府の外港となっていて、それを伝える高浜神社も鎮座しています。近隣に位置する、東日本で第2位の大きさを誇る舟塚山古墳を盟主とする舟塚山古墳群の存在からも、奈良時代以前からの繁栄をうかがうことができます。中世から江戸時代には、恋瀬川流域だけでなく、笠間等の内陸部、霞ヶ浦沿岸や利根川を経た銚子や江戸との物資集散地として栄えました。明治に入ると内国通運の通運丸が東京両国から直通しますが、鉄道が開通すると衰退していきます。高浜、石岡地区では、原材料の調達、重量のある製品の輸送に舟運が有利な点から、豊富な地下水を利用して酒、醤油の醸造業が発達しました。清酒醸造は現在も盛んですが、かつての醤油醸造業や荷蔵の繁栄を偲ぶ建造物や神社がまちに残ります。

恋瀬川の舟運は鉄道開通後も続いていました。石材開発が始まると舟運の需要に代わる加波山鉄道の建設が柿岡～高浜間で始まりますが、昭和恐慌で頓挫します。また、大正期に地域初の営業を始めた乗合自動車は柿岡～半田五輪堂河岸で運行され、五輪堂から高浜は船で結ばれていたことから、長年舟運が旅客にも貢献したことがわかります。また、「石岡のおまつり」に代表される神田祭類型の祭礼が恋瀬川の河岸を通じて伝播し、地域の文化にも影響を与えています。

このように、「地域を育む水、恋瀬川」は、地域の自然景観や遺跡群、産業や文化に至るまでの大きな礎となり、今日の本市の産業や文化、風土までもを一筋の大河として支え続けている関連文化財群です。

【構成文化財一覧】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	府中誉主屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉長屋門	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉文庫蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉穀蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉仕込蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉釜場	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉春屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	高浜神社本殿・拝殿 (附絵馬・2面)	城南	市指定
有形文化財（建造物）	冷水酒造	国府	未指定
有形文化財（建造物）	廣瀬商店	城南	未指定
有形文化財（考古資料）	丸山古墳出土遺物一括	柿岡	県指定
民俗文化財（有形）	土橋町の獅子頭	国府	県指定
民俗文化財（有形）	富田のささら (若獅子・女獅子・老獅子)	国府	市指定
民俗文化財（有形）	仲之内町の獅子頭	国府	市指定
民俗文化財（有形）	中町の山車人形「日本武尊」 1体	国府	市指定
民俗文化財（有形）	金丸町の山車人形 「辨財天」1体 (附金丸町の山車飾り一式)	国府	市指定
民俗文化財（有形）	金丸町の山車	国府	市指定
民俗文化財（無形）	石岡ばやし	府中・石岡	県指定
民俗文化財（無形）	富田のささら	国府	県指定

民俗文化財（無形）	排禍ばやし	柿岡	県指定
民俗文化財（無形）	柿岡のからくり人形	柿岡	県指定
民俗文化財（無形）	柿岡荒宿「ささら舞」	柿岡	市指定
民俗文化財（無形）	柿岡館「獅子舞」	柿岡	市指定
民俗文化財（無形）	常陸国総社宮祭礼の 獅子・山車・ささら行事	国府	市指定
民俗文化財（無形）	醸造業（日本酒）	国府・城南	未指定
民俗文化財（無形）	高浜神社青屋祭り	城南	未指定
民俗文化財（無形）	須賀神社祭礼	城南	未指定
民俗文化財（無形）	素鷲神社祭礼	城南	未指定
民俗文化財（無形）	柿岡の祇園祭り (八坂神社祇園祭り)	柿岡	未指定
民俗文化財（無形）	八幡神社祭礼	柿岡	未指定
民俗文化財（無形）	香取神社祭礼	石岡	未指定
民俗文化財（無形）	若宮八幡神社例大祭	国府	未指定
民俗文化財（無形）	金刀比羅神社大祭	国府	未指定
記念物（遺跡）	舟塚山古墳	城南	国指定
記念物（遺跡）	丸山古墳	柿岡	県指定
記念物（遺跡）	片野城址	柿岡	市指定
記念物（遺跡）	高浜河岸跡	城南	未指定
記念物（遺跡）	八坂神社	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	八幡神社	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	須賀神社	城南	未指定
記念物（遺跡）	香取神社	石岡	未指定
記念物（遺跡）	金刀比羅神社	国府	未指定
記念物（遺跡）	加波山鉄道築堤跡	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	百目鬼の狭隘部と高友河岸跡	柿岡	未指定
記念物（遺跡）	川又の狭隘部と半田河岸跡	八郷南	未指定
記念物（名勝地）	霞ヶ浦	城南	未指定

記念物（名勝地）	恋瀬橋	国府	未指定
埋蔵文化財	長堀2号墳	柿岡	埋文
埋蔵文化財	長堀6号墳	柿岡	埋文

【保存・活用の関連施設】

名称	地区
石岡市立ふるさと歴史館	国府
石岡市石岡駅西口市民文化伝承館	国府

【構成文化財分布図】

- 県指定文化財
- 市指定文化財
- ◎ 国登録有形文化財
- △ 埋蔵文化財
- ⊕ 未指定文化財

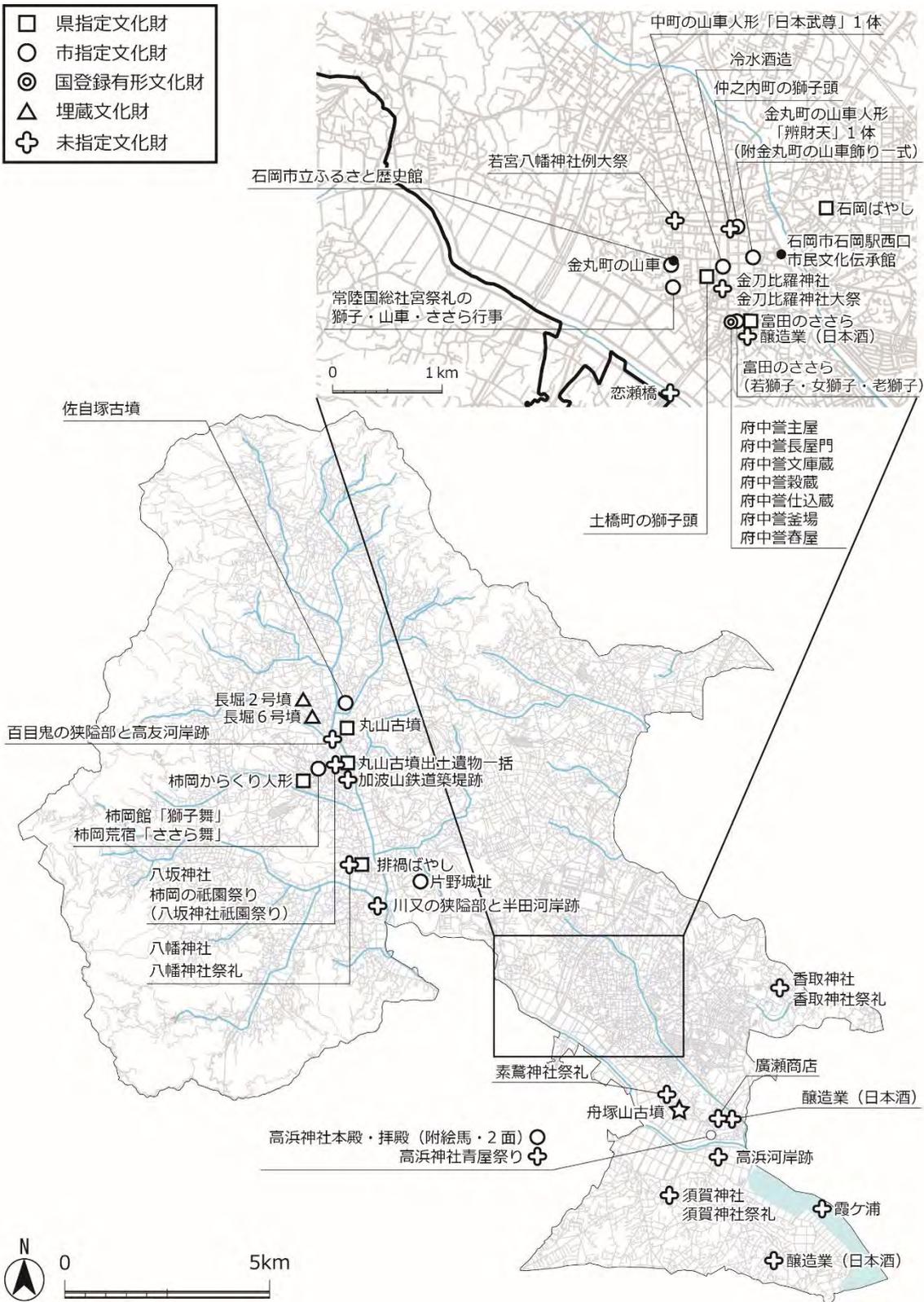


図 39 構成文化財分布図_⑧地域を育む水、恋瀬川

【関連文化財群の保存・活用の課題】

- ・未指定文化財のうち、個人や地域で所蔵する資料については、まだ把握されていないものや詳細が明らかでないものが多く存在しているうえ、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものがあります。
- ・歴史的建造物が多く残っていますが、老朽化や建て替え等に伴い、少しずつ失われています。
- ・多くの文化財が存在していますが、整備や活用、見学者用の便益施設の設置が不十分です。
- ・地域人口の減少により存続が難しくなりつつある行事が増えていて、無形の民俗文化財の継承が課題となっています。

【関連文化財群の保存・活用の方針】

- ・未指定文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定や登録、景観重要建造物への登録等を進めていきます。
- ・「石岡市景観計画」に沿って歴史的建造物や景観の保存・活用を進めます。
- ・周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークメニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。
- ・継続が難しくなっている祭礼や行事の記録調査、継続のための支援を進めます。

【措置】

表 43 関連文化財群⑧地域を育む水、恋瀬川に関する措置（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する												
①-2-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	文化財の詳細調査	○	◎	○	◎	■	■	○	○	○	
②-4-1	個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援	○	◎	○	○	■	■	○			
③-13-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進	○	◎	○	○	■	■	○			
⑥-1-1	歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的景観の調査	○	◎	○	◎	■	■	○		○	

⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅案 内人の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	○										
⑩-1-1	活用や情報発信が十分に進んでいない	文化財説明板の整備	構成文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○										
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	構成文化財が集中する箇所に見学者用トイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	○										
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	構成文化財の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	○										
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	神社・寺院や歴史的建造物のユニークベニューとしての活用の検討・推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	○	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪-1-1	歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的建造物の活用	歴史的建造物の保存を図り、見学や使用が可能な施設として活用する。	◎	◎	◎	◎	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪-2-1		住民参加型まちづくりファンド支援事業	歴史的建造物の修理及び非歴史的建造物の歴史的建造物と調和した情景へ補助を行う。	◎	◎	○	○	■	■	○										○
⑮-7-1	存続が難しくなりつつある行事が増えている	民俗芸能や祭礼伝承者、保護団体への支援	無形の民俗文化財の保護団体等が行う公開及び保存継承事業に対して支援を行う。	○	◎	○	△	■	■	○										
⑮-8-1		無形の民俗文化財の映像記録（後継者育成編）の作成	柿岡の祇園祭り等、無形の民俗文化財の後継者育成用の映像記録を計画的に作成する。	○	◎	◎	○	■	■	○										○

第2節 文化財保存活用区域の設定

(1) 文化財保存活用区域の設定目的

文化財保存活用区域とは、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域」（文化庁指針）として設定するものです。本計画が対象とする範囲は市全域に及びますが、文化財保存活用区域はその中でも効果的かつ試行的に文化財を保存・活用していく範囲となります。また、本市の施策の土台ともなるものです。文化財保存活用区域に庁内の関連部局が施策を重ねていくことで、目指す姿の実現に向けた取組を統合的に進めていくことができます。本市の最上位計画である「石岡市総合計画基本構想」、「石岡市総合計画第1期基本計画」や関連計画である「石岡市景観計画」等と本計画を相互に連携させることで、歴史文化、観光、環境、教育、産業等の分野と横断的に事業に取り組むことになるため、事業の相乗効果を得ることが期待されます。部局間を超えて事業を推進することで、広く市民や観光客に向けて効果的に本市の歴史文化について体感いただく機会が創出されます。

(2) 文化財保存活用区域の考え方

この中から、次の三つの観点を重視し、国府・府中地区を「A 常陸国府・府中宿保存活用区域」、有明・柿岡地区を「B 恋瀬川源流域の里山景観保存活用区域」に設定し、重点的かつ試行的に事業を展開することで、他地域のまちづくりのモデルとします。

- ・保存・活用のプランニングを担う拠点となる施設があり、地域交流・観光交流の活性化が期待される区域であること。
- ・歴史的・文化的・自然的なつながりをもつ文化財が存在し、文化財を核とした歴史的雰囲気や体感を創出されることが期待される区域であること。
- ・文化財の担い手が活動しており、地域住民が主体となった文化財の保存・活用が推進

されている区域であること。

(3) 文化財保存活用区域

前項までの設定目的・考え方に基づき、本市の文化財保存活用区域として2区域を設定し、魅力あるまちづくりをとおして地域住民による活動や地域の活性化に取り組んでいきます。



図40 文化財保存活用区域位置図

A 常陸国府・府中宿保存活用区域

【区域の概要】

古代には常陸国府が、中世には府中城が置かれ、近世以降は府中宿として繁栄し、現代にいたるまで本市の中心的な拠点が置かれた区域です。現在では、「石岡市中心市街地活性化基本計画」における「中心市街地区」に設定されています。

この区域は、常陸国府跡や常陸国分寺跡、府中城の土塁等古代から中世にかけて「常陸の中心」であったことを物語る遺跡が集中するとともに、旧水戸街道を中心に看板建築等のレトロな商家建築が多く残り、「県下有数の商都」であったことを物語る街並みも残ります。「石岡市街並み修景ガイドライン」の「中心市街地区」でもあり、景観づくりの基本方針「常陸国の歴史を感じさせる街並みづくり」、「看板建築等の歴史的建造物をいかした街並みづくり」のもと、街並みの保存・活用が進められています。また、市内最大のお祭りである常陸国総社宮例大祭の主要行事が開催され、お祭りの保存会が活発に活動し、伝承活動を行っています。

上記のように文化財が集積するほか、街並みづくり、地域住民の活動に加え、石岡市立ふるさと歴史館やまち蔵藍、石岡市まちかど情報センター、石岡市石岡駅西口市民文化伝承館

といった関連施設も点在していることから、文化財の保存・活用を図る条件がそろった区域となっています。

【核となる文化財】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	きそば東京庵店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	福島屋砂糖店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	丁子屋店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	森戸文四郎商店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	大和田家貸店舗（喫茶店四季）	国府	国登録
有形文化財（建造物）	十七屋履物店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	平松理容店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	久松商店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉主屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉長屋門	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉文庫蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉穀蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	すがや化粧品店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉仕込蔵	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉釜場	国府	国登録
有形文化財（建造物）	府中誉春屋	国府	国登録
有形文化財（建造物）	栗山呉服店店舗兼住宅	国府	国登録
有形文化財（建造物）	石岡の陣屋門	国府	県指定
有形文化財（建造物）	旧千手院山門	府中	市指定
有形文化財（建造物）	都々一坊扇歌堂	府中	市指定
有形文化財（建造物）	常陸国総社宮本殿	国府	市指定
有形文化財（建造物）	若宮八幡神社本殿	国府	市指定
有形文化財（絵画）	扁額三十六歌仙絵 14 面	国府	県指定
有形文化財（絵画）	絹本著色釈迦涅槃図	国府	市指定
有形文化財（絵画）	絹本著色両界曼荼羅図	国府	市指定

有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像	国府	県指定
有形文化財（彫刻）	風間阿弥陀	国府	市指定
有形文化財（彫刻）	大黒天像	国府	市指定
有形文化財（彫刻）	常陸国総社宮隨身像 （左大臣・右大臣）	国府	市指定
有形文化財（工芸品）	漆皮軍配（伝太田道灌奉納）	国府	県指定
有形文化財（工芸品）	漆皮軍配（伝佐竹義宣奉納）	国府	県指定
有形文化財（工芸品）	矢口石見守の馬旗標	国府	市指定
有形文化財（工芸品）	鰐口	国府	市指定
有形文化財（書跡・典籍）	一遍上人名号	国府	県指定
有形文化財（古文書）	常陸総社文書	国府	県指定
有形文化財（古文書）	常陸府中矢口平右衛門家文書一括	国府	市指定
有形文化財（古文書）	府中雑記	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石 1号・2号・3号・4号	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石6号	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石7号	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	常陸国分僧寺跡出土古瓦	国府	市指定
有形文化財（考古資料）	常陸国分尼寺跡出土古瓦	国府	市指定
民俗文化財（有形）	土橋町の獅子頭	国府	県指定
民俗文化財（有形）	金丸町の山車人形「辨財天」1体 （附金丸町の山車飾り一式）	国府	市指定
民俗文化財（有形）	金丸町の山車	国府	市指定
民俗文化財（有形）	富田のささら （若獅子・女獅子・老獅子）	国府	市指定
民俗文化財（有形）	仲之内町の獅子頭	国府	市指定
民俗文化財（有形）	中町の山車人形「日本武尊」1体	国府	市指定
民俗文化財（無形）	富田のささら	国府	県指定
民俗文化財（無形）	常陸国総社宮祭礼の 獅子・山車・ささら行事	国府	市指定

記念物（遺跡） 〈特別史跡〉	常陸国分寺跡	府中	国指定
記念物（遺跡）	常陸国府跡	国府	国指定
記念物（遺跡）	常陸府中藩主松平家墓所	国府	市指定
記念物（遺跡）	府中城の土塁	国府	市指定
文化的景観	中町商店街看板建築群	国府	未指定

【区域内の関連施設等】

名称	地区
石岡市立ふるさと歴史館	国府
まち蔵藍	国府
石岡市まちかど情報センター	国府
石岡市石岡駅西口市民文化伝承館	国府

【核となる文化財等分布図】

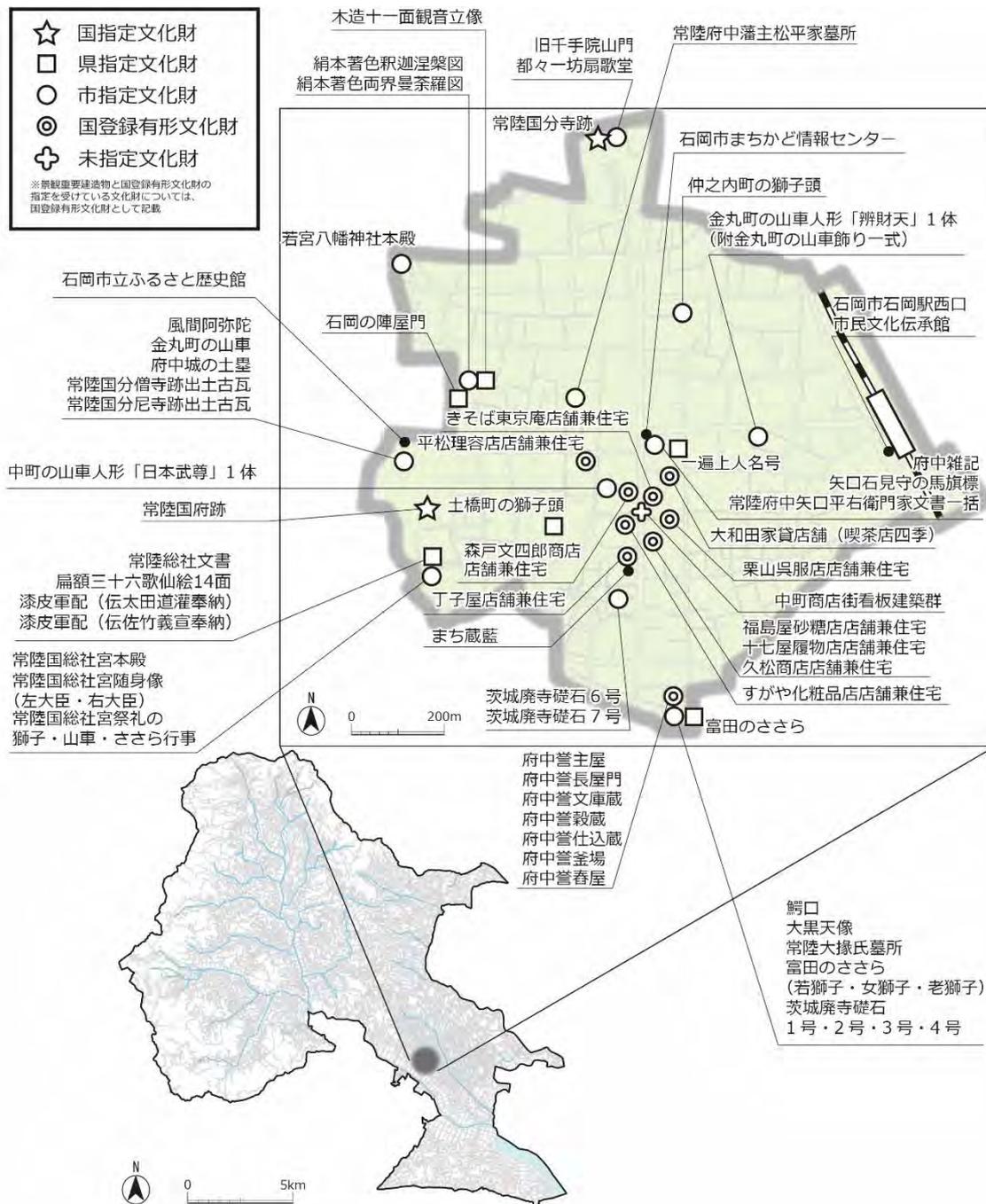


図 41 核となる文化財等分布図_A 常陸国府・府中宿保存活用区域

【区域における文化財の保存・活用の課題】

・史跡常陸国府跡や特別史跡常陸国分寺跡が存在していますが、詳細が明らかでない部分があり、整備や情報発信等も十分に進んでいません。また、史跡常陸国府跡は保存活用計画が策定されていません。

- ・保存活用計画を策定済みの常陸国分寺跡については、計画に沿って調査や整備、情報発信等を行い、保存・活用を進めます。未策定の常陸国府跡についても、調査や整備、情報発信等を行うとともに、保存活用計画の策定を進めます。また、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものもあります。
- ・多くの文化財が存在していますが、整備や活用、見学者用の便益施設の設置が不十分です。
- ・看板建築等のレトロな歴史的建造物が多く残っていますが、老朽化や建て替え等に伴い、少しずつ失われています。
- ・常陸国総社宮例大祭は市内最大規模のお祭りですが、詳細な調査は行われていません。
- ・地域人口の減少により存続が難しくなりつつある行事が増えていて、無形の民俗文化財の継承が課題となっています。

【区域における文化財保存・活用の方針】

- ・保存活用計画を策定済みの常陸国分寺跡については、計画に沿って調査や整備、情報発信等を行い、保存・活用を進めます。未策定の常陸国府跡についても、調査や整備、情報発信等を行うとともに、保存活用計画の策定を進めます。
- ・未指定文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定や登録、景観重要建造物への登録等を進めていきます。
- ・周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。
- ・「石岡市景観計画」、「石岡市街並み修景ガイドライン」に沿って、看板建築等の歴史的建造物や街並みの保存・活用を進めます。
- ・常陸国総社宮例大祭で行われる行事の調査や記録作成を進めます。
- ・継続が難しくなっている祭礼や行事の記録調査や、継続のための支援を進めます。

【区域において重点的に行う措置】

表 44 区域において重点的に行う措置_常陸国府・府中宿保存活用区域（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源									
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他						
A 常陸国府・府中宿保存活用区域													※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する					
①-1-1	把握できていない文化財がある	未指定文化財の把握	区域に存在する文化財のうち、把握調査が不足している美術工芸品や民俗文化財等について把握調査を行う。また、把握調査から一定の期間が経過した文化財（建造物、埋蔵文化財等）は再調査を行う。			○	◎	○	○	■	■	■	○					
①-2-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している 常陸国総社宮例大祭の調査が未実施	文化財の詳細調査	常陸国総社宮祭礼の行事等、詳細調査が必要な文化財について、計画的に調査を行う。			○	◎	○	◎	■	■	■	○	○	○			
②-4-1	個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援	個人や地域で所蔵する民間所在資料について把握を進め、資料の保護に対し技術的支援を行う。			○	◎	○	○	■	■	■	○					

③-10-1	整備や情報発信が不十分	史跡保存活用計画の策定	史跡常陸国府跡の保存活用計画の策定を進める。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○
③-11-1		史跡の公有地化	史跡常陸国分寺跡の指定地内の土地について、計画的に公有地化を進める。	○	◎	△	△	■	■	■	○	○
③-13-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進	詳細調査を行った文化財について、文化財指定や景観重要建造物指定に向けた検討・調査を行い、指定を推進する。	○	◎	○	○	■	■	■	○	○
⑨-1-1	見学者用の便益施設の設置が不十分整備や情報発信が十分に進んでいない	歴史ボランティアの会・八郷すてき旅案内人の会との連携・支援	歴史文化を伝えるガイド団体に対し、情報提供や研修等の支援を行う。	○	◎	◎	△	■	■	■	○	○
⑩-1-1		文化財説明板の整備	区域内の文化財の所在地に説明板や案内板を整備する。	○	◎	○	△	■	■	■	○	○
⑩-2-1		見学者用便益施設の整備	区域内の文化財が集中する箇所に見学者用トイレや駐車場等の便益施設を整備する。	○	◎	○	△	■	■	■	○	○
⑩-4-1		周遊コースの整備と連動した観光プランの拡充	区域内の文化財の周遊コースを整備し、それと連動した観光プランを設定・拡充する。	○	◎	◎	△	■	■	■	○	○
⑩-6-1		文化財を活用したユニークベニューの推進	神社・寺院や歴史的建造物のユニークベニューとしての活用の検討・推進や、情報提供を行う。	◎	◎	◎	○	■	■	■	○	○
⑥-1-1	看板建築等の歴史的建造物が少しずつ失われている	歴史的景観の調査	歴史的建造物の実測調査や活用に関する調査・研究を行う。	○	◎	○	◎	■	■	■	○	○
⑪-1-1		歴史的建造物の活用	丁子屋（まち蔵藍）等の歴史的建造物の保存を図り、見学や使用が可能な施設として活用する。	◎	◎	◎	○	■	■	■	○	○
⑪-2-1		住民参加型まちづくりファンド支援事業	歴史的建造物の修理及び非歴史的建造物の歴史的建造物と調和した修景へ補助を行う。	◎	◎	○	○	■	■	■	○	○
⑮-7-1	存続が難しくなりつつある行事が増えている	民俗芸能や祭礼伝承者、保護団体への支援	無形の民俗文化財の保護団体等が行う公開及び保存継承事業に対して支援を行う。	○	◎	○	△	■	■	■	○	○

B 恋瀬川源流域の里山景観保存活用区域

【区域の概要】

市域北部の有明地区及び柿岡地区の一部（浦須、上曾、龍明、小屋、小山田、柿岡のうちの長堀、八重、高友）です。柿岡地区の高友には河岸が置かれ、恋瀬川やその支流による舟運で結びついていた区域です。

里山景観や里山を活かした生業等が良好に残る八郷地域のなかでも、丸山古墳や佐自塚古墳、瓦塚窯跡等の遺跡や、佐久の大スギ等の植物、善光寺楼門や大場家住宅主屋、佐久良東雄旧宅等の茅葺き建物等、文化財が集中し、大增のイグネや棚田等の里山景観も特に良好に残ります。また、筑波大学や地域住民による NPO 法人が、区域内の茅葺き民家を拠点に活動をしています。

上記のように、文化財が集中するとともに、棚田や大增のイグネ等の里山景観が良好に残る地域であり、地域住民の活動に加え、大学の研究拠点も存在していることから、文化財の保存・活用を図る条件がそろった区域となっています。

【核となる文化財】

種類	名称	地区	指定等
有形文化財（建造物）	善光寺楼門	有明	国指定
有形文化財（建造物）	大場家住宅主屋	有明	国登録
有形文化財（建造物）	三輪晃士邸	柿岡	景観重要

有形文化財（建造物）	保科邸長屋門	有明	景観重要
有形文化財（建造物）	岡本家住宅	有明	景観重要
有形文化財（建造物）	八郷・かや屋根みんなの家	有明	景観重要
有形文化財（建造物）	筑波大学 八郷・茅葺き研究拠点	柿岡	未指定
有形文化財（絵画）	釈迦三尊十六善神	有明	市指定
有形文化財（彫刻）	聖徳太子像	柿岡	市指定
有形文化財（美術工芸品）	薬師如来座像	有明	市指定
有形文化財（美術工芸品）	正法寺百観音像	有明	市指定
有形文化財（美術工芸品）	あしを道道標	柿岡	市指定
有形文化財（美術工芸品）	兜塚古墳調査記念碑	有明	市指定
有形文化財（美術工芸品）	弥陀名号	有明	県指定
有形文化財（美術工芸品）	妙法蓮華経	有明	県指定
有形文化財（美術工芸品）	後花園天皇宸筆	柿岡	市指定
記念物（遺跡）	佐久良東雄旧宅	柿岡	国指定
記念物（遺跡）	瓦塚窯跡	有明	国指定
記念物（遺跡）	丸山古墳	柿岡	県指定
記念物（遺跡）	佐自塚古墳	有明	市指定
記念物（名勝地）	大覚寺庭園	有明	市指定
記念物（名勝地）	鳴滝	有明	市指定
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	佐久の大スギ	有明	県指定
文化的景観	八郷の里山景観	有明ほか	未指定
文化的景観	八郷の棚田	有明ほか	未指定
文化的景観	大増のイグネ	有明	未指定

【区域内の関連施設等】

名称	地区
筑波大学八郷・茅葺き研究拠点	柿岡

【核となる文化財等分布図】

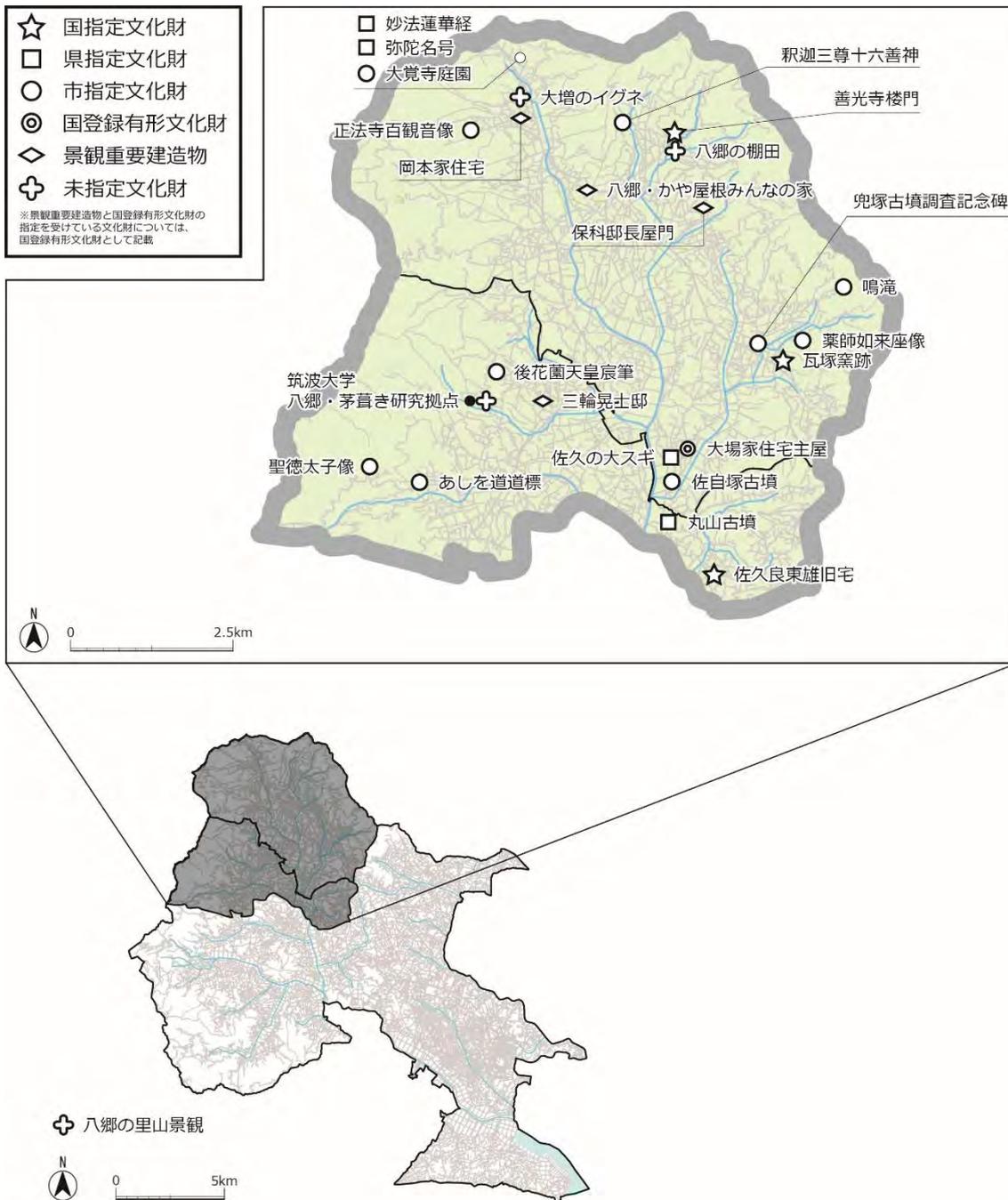


図 42 核となる文化財等分布図_B 恋瀬川源流域の里山景観保存活用区域

【区域における文化財の保存・活用の課題】

- ・区域内の未指定文化財のうち、個人や地域で所蔵する資料については、まだ把握されていないものや詳細が明らかでないものが多く存在しています。また、重要な文化財であっても文化財指定等されていないものがあります。

- ・茅葺き民家等の歴史的建造物が多く残っていますが、老朽化や建て替え等に伴い、少しずつ失われています。
- ・多くの文化財が存在していますが、整備や活用、見学者用の便益施設の設置が不十分です。
- ・茅葺き民家や里山景観、里山を活かした生業が良好に残っていますが、情報発信や活用が不十分です。
- ・地域人口の減少により存続が難しくなりつつある行事が増えていて、無形の民俗文化財の継承が課題となっています。

【区域における文化財保存・活用の方針】

- ・未指定文化財の把握のための調査や詳細調査を行い、文化財指定や登録、景観重要建造物への登録等を進めていきます。
- ・「石岡市景観計画」に沿って歴史的建造物や里山景観の保存・活用を進めるとともに、茅葺き民家の保全・活用策の調査・研究を行います。
- ・周遊コースの整備やそれに伴う便益施設の効果的な配置、ユニークベニューを含めた活用、ボランティアガイドとの連携を進めます。
- ・SNS等多様な媒体を活用し、情報発信を強化するとともに、NPO 法人等と連携し、里山の魅力発信・活用を進めます。
- ・継続が難しくなっている祭礼や行事の記録調査、継続のための支援を進めます。

【区域において重点的に行う措置】

表 45 区域において重点的に行う措置_恋瀬川源流域の里山景観保存活用区域（再掲）

具体的な課題	措置	措置の内容	事業主体			事業期間			財源			
			市民	行政	企業・団体	前期（3年）	中期（7年）	後期（10年）	市費	国・県補助	団体等費	その他
B 恋瀬川源流域の里山景観保存活用区域 ※◎：実施の主体となる ○：協働で取り組む △：状況により協力する												
①-2-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	文化財の詳細調査	○	◎	○	◎	■	■	○	○	○	
②-4-1	個人・地域所蔵資料で把握できていないものが多い	民間所在資料の保護と支援	○	◎	○	○	■	■	○			
②-4-2	茅葺き民家等の歴史的建造物が少しずつ失われている	市所有指定建造物の修理	△	◎	◎	○	■	■	○	○		
③-13-1	詳細が明らかでない文化財が多く存在している	新指定文化財検討・調査・指定推進	○	◎	○	○	■	■	○			
③-14-1		国登録文化財検討・調査・登録推進	○	◎	○	○	■	■	○			
⑥-1-1		歴史的景観の調査	○	◎	○	◎	■	■	○			○
⑦-4-1	情報や魅力発信が不十分	体験学習講座の開催	○	◎	○	○	■	■	○			

